

令和7年第1回竹原市議会定例会議事日程 第4号

令和7年2月27日（木） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宇野 武則 議員
- (2) 松本 進 議員
- (3) 川本 円 議員

令和7年2月27日開議

(令和7年2月27日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 木原昌伸

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	向 井 直 毅	出 席
企 画 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀	出 席
建 設 部 長	岡 崎 太 一	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教育委員会参事	大 橋 美代子	出 席

午前10時00分 開議

議長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第4号を配付しております。この日程のとおり会議を進めます。

---

#### 日程第1

議長（高重洋介君） 日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

質問順位4番、宇野武則議員の登壇を許します。

13番（宇野武則君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回定例会一般質問を行います。

財政健全化について伺います。

市長は、就任直後の平成31年1月に財政健全化計画を発表されました。私も、人口減少に歯止めがかからない現状と商工業者の衰退は深刻で、税収減に直結するものであり、財政健全化は避けて通れないことは十分理解いたしておりますが、市長は財政健全化を理由として独善的、強権的な政治姿勢が鮮明になったのであります。

平成24年3月、市長は市職員だったと思いますが、議会に設置された調査特別委員会を引き継ぎ、平成26年12月に設置された本市の中心市街地に集約する公共施設の在り方について、調査研究を付託されたものであります。

委員会は12回開催され、市当局から公共施設ゾーン整備基本計画に基づく事業の進捗として、移転先の一つである竹原商工会議所との具体的な交渉経緯（鑑定評価）覚書締結、（仮称）まちおこしセンターへの移転やそれに伴う市施設の関連移転事業スキームを中心に、市街地の都市再生整備計画に基づく交付金を含む総事業費が示される中、主に事業進捗の確認をするとともに、竹原商工会議所との交渉の在り方、（仮称）まちおこしセンターの是非、今後の財政推進等について協議をしたところであります。

以上が協本委員長の報告であります。

1点目の質問として、市長は当時の市幹部だと思っておりますが、議会に設置された特別委員会をどのように認識されておられたのか伺います。

2点目として、協本委員長は行政、議員経験も豊かであり、審議は順を追って慎重にまとめておられると思っておりますが、市長は福社会館跡地、市内でも一等地であり、会議所移転

を含む有効活用の思いはなかったのか、改めて伺います。

3点目として、吉田元市長は特別委員会の一定の結論を経て、厳しい交渉であったと伺っているが、商工会議所移転費県査定863万円を基本に交渉され、平成29年8月1日に吉田元市長と会議所山本会頭間で覚書が締結されております。

市長は、財政健全化、災害復興、復旧を優先に取り組むとの理由で覚書は簡単に解消されたが、私は市長の本意はどこにあったのか、いろいろなケースを組み立てながら検証してまいりました。本来なら覚書は法的効力を有するものであり、一方が軽々と解消されるものではありません。一方の会頭は当事者であり、覚書解消を制止する立場にあったが、なぜ解消容認に至ったのかとの強い疑念は残るが、結果は会頭が一枚上であったとのことであります。商工会議所の移転は長期に遅れ、移転経費（市民負担）は2件で4,500万円となり、県合庁への市役所移転、改修費は1.8倍の38億2,000万円となったのであります。

私は、令和6年第4回定例会一般質問で、会議所会頭、会員の皆さんの御理解をいただき、ビル賃貸の応分の負担をお願いすべきとの質問をいたしました。市長はその後どのような対応をされたのか伺います。

現在、市管理の公共施設、例外を除いて全て有料であります。商工会議所への無制限に貸与、駐車場無料は市長が取り組まれた財政健全化とは相反するもので、行政の典型的な差別かと思いますが、市長の御所見を伺います。

次に、旧ゆめタウンについて再度伺います。

1点目として、令和6年7月19日、議会に議長を除く議員13名で公共施設ゾーン再整備調査特別委員会が設置されました。委員会開催は3回、議会運営委員会においても、委員6名中、慎重審議を求める委員は4名でありましたが、市長は破産管財人の9月中の寄附受納の要請を優先され、9月議会に強行に議案を提出され、議決されたものでありますが、市長は議会に設置された特別委員会をどのように認識されておられるのか、今回で2度目であり、伺います。

2点目として、旧ゆめタウン9月中の寄附受納は、破産管財人からの強い要請を理由にイズミ出店者への救済等との答弁でありましたが、破産管財人からどのように救済されたのか、報告はあったのか、あるいは報告を求めたことはあるのか市長に伺います。

3点目として、旧ゆめタウンから自己破産した管理会社への毎月高額な賃料が支払われていると伺っておりますが、配当を受けたとの関係者もおられると伺っております。なぜ

自己破産されたのか、破産管財人から市長は説明を求めたことはあるのか伺います。

4点目として、市道廃止、駐車場購入時に説明されておられましたが、第4回定例会の私の質問に意味不明の答弁をされたが、市道廃止の場合、関係住民の合意が前提と思いますが、法的にどのようなになっているのか市長に伺います。

5点目として、市長は今回の中央にぎわい創出事業の大きな違いは官民連携手法と説明でありましたが、民のうち民は出資金を含めるとの意味か、あるいは民の資金以外の連携か市長に伺います。

6点目として、ゆめタウン寄附受納について、当初から議会に諮る必要なしとの主張であったが、そのことは了としても、受納後の解体は市が実施し、費用は約2億5,000万円と併記すべきでは。市民は条件なく無償での寄附との誤解を招いている。市民には事実を丁寧に説明する責任があると思うが、御見解を伺います。

7点目として、旧ゆめタウンの解体費については現状不透明な部分も多く、確定した資料はありませんが、破産管財人からの提出資料では飛散性のアスベストは使用されていないとのことではありますが、市は調査に同席されたのか、アスベストがされている場合、解体費増が予想されるが、その場合の負担は誰の責任になるのか市長の御見解を伺います。

8点目として、ゆめタウン駐車場の固定資産税の額はどれぐらいになるのか伺います。指名業者育成について伺います。

現在、指名業者のうち複数資格取得業者は計85社、これ精査しまして79社でございます。訂正をお願いします。

一方、単独での指名資格取得業者数は計47社で……。これ間違いで、この数字でないので訂正をお願いします。指名業者の実数であります。過去の業者数から半数以下になっております。これ以上の業者の減少は、災害等発生時には市民生活にも大きく影響することも懸念されます。

1点目として、市発注の各種工事については、特例を除き市内業者優先に指名すべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

2点目として、解体工事分離発注について伺います。

過去、市発注の公共施設の大型解体工事は3例あり、竹原小学校屋内運動場の解体工事は市内業者7社による入札で、落札額は2,262万9,500円であります。市立体育館は呉市の建設会社が受注、解体費は約5,000万円で、地元下請業者は約3割であります。3割で下請しているということです。福祉会館解体費は約6,000万円で、地元

業者下請額は約2,000万円であります。

解体事業は、業者が設計どおり解体し、更地として発注者の検査を経て工事が完了するものであります。建設工事は新たな設計によって目的の施設を建設するもので、解体工事と建設工事は別工事であり、分離発注し、双方の業者の育成を図るべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

3点目として、市発注の公共工事は公共工事受注業者が市外業者に丸投げされている事例があるが、市内業者に下請をさせるよう指導すべきだと思いますが、市長の御所見を伺います。

4点目として、市条例で指名業者参加資格審査会が設置され、2年に1度開催されることになっております。各業種に有資格者がランクづけされておりますが、各業種に無資格業者が計11社、指名業者に登録されているが、審査委員会会長は副市長であり、無資格でよいのか伺います。

5点目として、区画整理事業について伺います。

同事業は開始から既に40年になります。これ以上の延長は地権者、その他関係者の負担となり、整備地の需要と供給の問題もあります。現在、整備地総面積に対する処分地と未処分地はどれぐらいになるのか伺います。

6点目として、子育て支援住宅の管理について伺います。

同住宅の管理は住宅を建設された大之木建設と思いますが、入居者から住宅管理が適正に行われていないとの不満の声もありますが、管理契約はどのように締結されているのか市長の御所見を伺います。

壇上での質問は以上でございます。

議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

なお、事前にいただきました通告書に従って、順に御答弁申し上げます。

1点目の旧ゆめタウン問題についての御質問でございます。

公共施設ゾーン再整備調査特別委員会につきましては、庁舎移転が進捗する中で複合施設整備が本格化することから、こうした本市の重要施策を議論、検討する場として市議会において設置されたものであると認識しております。

旧ゆめタウンの寄附について、破産管財人から特別委員会の場で土地所有者の救済とい

う御説明もありましたが、将来的に誰も管理しない状態での建物残置が見込まれる中で、事故等の発生も懸念されることから、裁判所や地権者等の同意を得て市へ寄附されたものであります。

旧ゆめタウン建物の管理会社の破産理由につきましては、破産手続上の秘密であり、破産管財人から説明を受ける立場にはないものと考えております。

次に、市道廃止の法的要件につきましては、道路法第10条の規定に基づき議会の議決を経て行うものであり、関係住民の合意は要件とはされておりませんが、住民生活への影響を鑑み、これまで関係住民の御理解を得ながら進めてきたところであります。

公共施設整備における官民連携手法につきましては、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、資金の効率的使用や行政の効率化を図るものであります。本市の複合施設整備におきましても、設計、施工、管理運営を一体的に発注し、民間ノウハウを最大限取り込むことを前提として、公共資金を活用するDBO方式または民間資金を活用するPFI方式による実施を想定しております。

また、民間機能の誘導につきましては、事業用定期借地での土地の貸付けによる民間独立採算での事業化を想定しております。

次に、旧ゆめタウン建物の解体につきましては、これまでの間、市民の皆様との意見交換やアンケート調査などを通じて御説明や情報提供を行ってきたほか、特別委員会や本会議の場においても重ねて御説明をさせていただいてきたことから、市民の皆様におかれましても一定に御認識いただいているものと考えておりますが、引き続き広報等を通じて事業に関する情報提供を行ってまいります。

今後は、旧庁舎等も含めた建物解体が必要となりますが、官民連携手法により費用の削減を図るとともに、国庫補助金などを活用して本市の負担軽減に努めてまいります。

旧ゆめタウン建物のアスベスト使用につきましては、破産管財人提示の専門機関による調査で飛散性のアスベストは検出されておりませんが、非飛散性のアスベストについては含有の可能性があるため、解体費の見込みには含んでいるものであります。

旧ゆめタウンと駐車場に係る固定資産税額につきましては、税務情報であり、具体的な金額を申し上げることはできません。

次に、2点目の財政健全化についての御質問でございます。

従前の公共施設ゾーン調査特別委員会につきましても、先ほどの答弁と同様に、本市の

重要施策を議論、検討する場として市議会において設置されたものであると認識しております。

旧福祉会館につきましては、商工会議所の移転先として協議を進めておりましたが、豪雨災害からの早期復旧と財政健全化に優先的に取り組むため、竹原商工会議所と十分協議し了承いただいた上で、私の責任において覚書を解除させていただきました。その後しばらくの間、建物解体に着手できませんでしたが、建物の解体に加えて緑地広場を整備することで有利な財源が確保できたことから、令和3年度に建物を解体し、郷土の偉人の顕彰と市民の憩いの場として現在御利用いただいているところであります。

次に、竹原商工会議所への無償貸付けにつきましては、庁舎移転の前提として難航していた竹原商工会議所の移転先確保に加え、本市の活性化に資するよう活用することを目的に創建ホーム株式会社から御寄附いただいたものであり、その意向を踏まえ、無償貸付けについて令和4年第4回市議会定例会において議決をいただいた上で契約を締結しているものであります。

次に、3点目の指名業者育成についての御質問でございます。

本市における公共事業の発注につきましては、主たる事業所を市内に有することを条件とした一般競争入札を導入するなど、市内業者の受注の拡大に努めているところであります。

一方で、予定価格が高額なものなどについては、完成工事高を満たす市内業者が少ないことから、一定の入札可能業者数を満たす必要があるため、市外業者を含めて入札を行うこととなり、最終的に落札者が市外業者となる場合があります。

このような中、等級区分による入札参加資格を工事内容により拡張することによって入札参加可能な市内業者の拡大を図るとともに、本市の実情を踏まえ、配置予定技術者へ現場代理人の配置も可とするなど、市内業者の受注機会の確保に取り組んでいるところであります。

また、特殊技術や専門性の高い工事につきましては、市内業者を含めた共同企業体方式による発注を行うことにより、地域に精通した市内業者の受注可能性の拡大を図っております。

今後も公平性と透明性の確保を図りながら、市内業者の受注の拡大につながる発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、工事の分離発注につきましては、建設業法に定める建設工事の種類に分割して発

注することによって市内業者の工事の受注機会を増やし、もって市内経済の活性を図ることから、本市においてはこれまでも様々な工事において分離発注を行ってきたところではありますが、それぞれの工事ごとに積算を行うことから、単独業者に工事を発注するよりも経費が多額になるという側面があります。

こうしたことから、工事等の発注に当たっては、公平性の確保、経済性の確保、適正履行の確保を図りながら、より適切な発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内業者への下請負につきましては、受注者が資材の購入または下請負させようとする場合は、建設工事請負契約書の特約事項に、竹原市内に本店、営業所等を有する業者に極力発注するよう定めるなど周知を図っております。

建設工事及び測量コンサルタント等業務の入札参加資格認定につきましては、竹原市建設工事等入札参加資格審査要綱に基づく資格審査会において、建設業法に基づく建設業の許可の有無等を審査した上で、竹原市の入札参加資格者として認定しているものであります。

次に、新開土地地区画整理事業につきましては、中心市街地に隣接する新開地区において、良好な市街地景観を整備し、土地利用の増進を図ることを目的として鋭意取り組んでいるところであり、昨年度末の事業進捗率は90%に達しております。

本事業の換地計画においては、整備する宅地の一部6,460平方メートルを保留地と定め、売却して事業費に充当することとしており、土地整備を完了した保留地から順次売却を進めているところであり、これまでに整備を完了した保留地の面積は4,530平方メートルで、このうち売却したものは3,560平方メートルで、残りの970平方メートルが未売却の状態となっております。

事業の長期化により土地利用が図られない権利者もおられることから、引き続き土地造成工事等を着実に進め、事業の早期完了に向け取り組んでまいります。

次に、子育て支援住宅につきましては、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅として建設された住宅であり、当該住宅の共用部分と駐車場を除く住戸部分を市が借り上げて入居者の皆様に賃貸を行っております。

住宅の管理や修繕等については、本市と管理会社が締結している協定書に基づき、入居者が行う経常的な修繕や入居者の責めに帰すべき修繕等を除き、管理会社が行っております。

本市といたしましては、日頃からの維持管理が入居者の居住満足度に影響することを十

分に踏まえ、今後も入居者の声に耳を傾けるとともに、管理会社と連携を図りながら、より丁寧な説明と対応に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） それでは、再質問いたします。

まず、午前中、議会開会前に議長のお許しをいただきましたので、特別委員会の設置目的について、議員の皆さんあるいは理事者の皆さんと共有しながら、特別委員会がどのようなものであるかをお互い共有していかなくは行政はなかなか前に進まない部分がある。よく先輩議長から議会と行政は車の両輪だというような教えもいただきましたが、まさに市民のための議会である分については、行政の説明責任というものが大変重要になるという思いから、この特別委員会の設置について一言申し上げさせていただきます。

特別委員会は、常任委員会及び議会運営委員会のほか特定事件を審査するために設置される委員会、自治法第110条第1項では、議会は条例で特別委員会を置くことができるとしている。行政実例として、議会において審議されていない事件であっても議会の議決により付議された特定事件については特別委員会を設置することができる。昭和39年1月21日。これ行政実例ですね。2点目として、広域都市建設促進という漠然とした事件であっても、議会の議決により付議された事件である限り差し支えない。昭和39年1月21日のやはり行政実例であります。

それから、今榮市長の平成30年1月就任後においては、既存事業を踏襲するとの方針の中で竹原商工会議所の移転手法を含む市との覚書締結に基づき、福社会館跡地の活用策である仮称まちおこしセンターの整備事業が交渉軸となることから、当該施設の目的、管理運営等をはじめ、公共施設ゾーン整備事業の在り方に鑑み、議論を展開してきたところであります。これ、委員長報告なのですね。

市当局との協議内容について、その都度質疑を行うことで議論を深めてきた議会との協議姿勢について、委員会には事前の説明や報告を必ず行うこととともに、市民には懇切丁寧な説明を心がけること。企業全般への取組姿勢について、市民のための市庁舎であることから、行政継続の中において市民から不信感、失望感を増大させることのないよう買取りをすること。広島県との交渉について、合同庁舎については3者による区分所有であり、区分所有権者の移転について現所有者の責において利害関係との関係を整理しておくこと。商議所の関係について、あくまでも法に基づく補償であることから、他の公共事業

と同様に金銭補償にて実施するものであり、移転先については被保証人竹原商工会議所において確認するものであること。福祉会館について、解体撤去費については根拠のある算出とし、解体は跡地利用決定後に行うこと。仮称まちおこしセンターについて、会議所のために建てるものではなく、市民のために建てるものであるから、内容をしっかり決めてから建設すること。指定管理者制度移行への危険性、指定管理の真意、必要性和市機関の業務内容については協議すること。財政計画について、移転計画、スキーム、説明に併せて明確な総事業費と財源内容を明らかにした財源計画を提示すること。委員長としての締めとして、平成29年8月11日の覚書締結という行為は移転契約への大きな前進であり、同時に事業進捗への期待値も上昇したことは事実であります。契約という観点から、双方合意という現状は喜ばしい。最後に委員長の挨拶として、安心・安全なまちづくりの観点からしても議会としてもしっかり監視の上、提言を行っていく必要があります。

こういう締めであります。これが本来の特別委員会の在り方だというふうに思います。

それから、竹原商工会議所の移転検討委員会、これは何度も何度も私読みましたが、こちらでもう出来レースなんですよ、明らかに。

竹原市からの提示内容について、1、令和3年3月、竹原市議会において財源の確保にめどが立ったとして、竹原合同ビルへの移転を進める方針であることを表明、商議所へ移転協力を要請した。緊急防災・減災事業債を活用、自主財源を大きく抑える可能性となる。商議所は代替物件を申し出たところであるが、竹原市から提示されたのは旧拘置所跡地と西幼稚園跡地のみで、令和4年1月25日、現時点で具体的な絵図がないこと、旧法務局への集約は困難であること、福祉会館跡地への転用は困難であることが示された。竹原市からの要望で、県商議所を受け渡すためには有効な代替物件の提供を申し出るべきとの考え、今榮市長に面談。竹原市から候補地の提供は得られなかった。

私は、この時点で、もう何度も読み返したら、やっぱり浮いてくるんですね。もう会頭と市長の出来レースがぼろっと見えてくるのですがね。

こういう流れで、市長。市長は災害復旧ということで覚書を解除したのですが、覚書解除というのは相当の理由がないと本来はできないものですね。特に商工会議所の場合は、創建ホームの場合は、契約は企業運営の基本ですから、私はこれで市長と事前に協議ができたのだらうなというふうにもう確信しているんですよ。それで、今回竹原に新たに昨年6年7月19日、議会の条例に基づき設置された特別委員会の調査は、旧ゆめタウン寄附受納問題でありまして、審査は3日間でありましたが、市長は破産管財人からの9月中の

受納を要請されて、議会でも慎重審議を求める意見もあったが、議決されましたが、6か月を経過した現在も手つかずで放置状態であります。

特別委員会の慎重審査を求める意見を否定して、急いで議決された市長の思いはどこにあるのか改めて伺います。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、旧ゆめタウン跡地の取得の9月の時期ということでございますけれども、今回この市役所跡地を中心といたしました公共施設再配置ゾーンにおきまして複合施設を検討させていただいているところでございますけれども、これまで説明させていただいておりますとおり、官民連携手法によりまして、民間のほうからどういったものを造っていくかという提案を受けるような形で進めさせていただいているところでございます。

そうした中で、今後民間のほうに提案を受ける準備をさせていただく中で、敷地エリアを確定させていただく必要がありましたので、まずは9月に取得させていただいた上で、現在サウンディング調査、民間の意向等を確認させていただく調査をさせていただいておりますが、そういう調査等に当たる事前にエリアを確定させていただきたいというところから、9月の寄附受納に至ったところでございます。よろしく申し上げます。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） どっちにしても特別委員会を設置することが形骸化というか、もう意味のないような状態で、もうちょっと市の対応が慎重でないといけないのではないかと思いますよ、市長。たった3日で、恐らく1年生議員が反対討論をやったが、2年生、3年生議員が、賛成した方が賛成討論もしていないのよ。だから、そういう中途半端なことをやっているのよ、今、竹原市議会というのは。行政と、私は建設部長にも言ったが、いろいろ議論をしながらいいものを取っていくということが市民のためなのです。市長はずっと役所にいたからね、そういう100円売って何円もうけるというような計算ができないのよ、なかなか。だから、議論というのは市民のためですから、我々もしっかり議論して、少しでもいいものへ目的を持って議論すること、その結果、議会で採決するのはそれは当然のことなのよ。それに文句を言うわけではない。しかし、今回の特別委員会に対する市長の処置というのは、特別委員会は特別委員会よ、市長は市長で前を向っていくんだというような結果なんだ。結果が主ですからね。

私は、市を相手に訴訟した7件ありますが、平成5年に公共下水道とそれから中四国フ

ェリーの不当経理。中四国フェリーなんか6年ぐらいかかったのよ。公共下水道も3年かかったのよ。あの基本計画は私一人が反対したのですが、しかし最終的には絶対にこの下水を私はやりたかったから、いろんなことを考えて竹原工業へ場所を移した、三井から。三井の場合にはもう違法だから。そういうことが、お互いに立場を尊重しながら行政を前に進めていくのが市長のやり方よ。最近、市長も副市長も部長らも何かあったら議長のところへ飛んできて、本来整理するのよ。あなたらが審議をしてくださいと頼んだのだから。議会と行政というのはそういう関係なのよ。あなたが予算や事業を設定するのは、我々議員は不当介入できないのよ。しかし、議会へ議決をお願いしますと言ってきた場合は、議会の職権なのよ。だから、そのバランスというのは、副市長を中心に誰かが取らないといけないのよ。それをまとめたものを最後に市長が表明して議決を求めるとというのが本来のやり方なのよ。このような今みたいならだらの議会も行政も私は見たことがない。

市長は7年目だ、今。前にも言ったように、小坂隆元市長と大本辰雄さんは議会ではライバルだったのよ。ライバルの双璧だったんよ。それでも小坂隆市長が就任したら必ず3階に上がってきて、主要な事業は全部打合せして了解取って、それから議案で出していたのよ。そういう下地をつくるのが副市長や部長らの責任なのよ。議長が下までのこの下りて調整するようなことは見たことがないんだ、私は。だから、私は今度議長にもお願いしているのですが、そういう議会と行政の在り方というものはさっと確立しておかないと、だらだらだらだら中身もないようなものを賛成賛成と言うことは、結局市民のためにならないと私は思っているんですね。

そういう在り方について、市長、何か御所見があったらお伺いします。

議長（高重洋介君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 理事者と議会との関わりといいますか、その話を宇野議員のほうから、この間の長年の議会と理事者との関係をもってお話をされました。

私も基本的には、議会に上程するまたは協議をお願いする件につきましては、副市長、部長を中心に議会に申入れをさせていただき、この間も進めてきたところでございます。これはこれからも変わらず進めていくものでございますが、いずれにいたしましても、上程いたしました、または協議いたしました案件については様々な御意見があらうかと思えますし、そこを議論するのが議会と理事者との関係というふうには思っております。その上でも、事業は急ぎ進めなきゃいけないもの、またしっかりと根拠を持って進めなき

やいけないもの、いろいろあると思いますが、今般の件につきましても、長い間ずっと取り組んできたものが、様々な途中の事案によって紆余曲折、変更してきたものもございませぬけれども、いずれにいたしましても将来にどうしてもこの事業が必要であったということを実に我々理事者としましては整理をしながら、財政運営も基底に据えながら進めているところでございますので、この議会と理事者との関係においては議員がおっしゃる考え方に異論はございません。

議長（高重洋介君） 宇野議員、質問の前に議長として一言申し上げさせていただきます。

先ほど、議長が下のほうに行って調整をするというような言葉がありましたが、私が就任したのが11月でございます、私が議長になってからは一度もありませんということです。

13番宇野議員。

13番（宇野武則君） とにかく特別委員会というのは全議員が参加するわけですから、その重みというのは考えてもらわないとね。これまでのようなやり方だったら特別委員会を設置する目的はないわけですから、何も特別委員会をつくらなくてもいい。市長が勝手にやって、勝手に進めてもらえばいいわけですから。

そこで、答弁がちょっと問題になっている、要点だけ、イズミの問題ですね。

9月議会で採決された折の一つの説明として、イズミ出店者の救済ということがありました。あれは8社ですかね。私の質問にもそう答えておられるのですが、救済されたのかどうか、その点について伺っておきます。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 特別委員会のほうで破産管財人のほうからそういった説明があったかと思っておりますが、この内容につきましては市のほうにおいて報告を受けるということではございませんので、答弁させていただいておりますとおり、どういう形で対応されたかはお聞きしていないところでございます。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） かつては、こういう問題を質問した議員に大体報告に来ていたんですよ。あなたらが議会議決をどうして焦るのかと言ったら、イズミの出店者への救済だという答弁しているのよ。私はずっと議事録を全部取っておりますから。この歳になって議事録を読むのに苦勞するのだが、それでもできるだけ正確に正確にと思って読んでおりますが、結論というのは議会で一々々々説明しなくても、答弁ができなかったものにつ

いては後日、破産管財人に請求したら出るのよ、それは。やったかやらないか。それができないということは、あなた方がそういう理由をつけただけだろうが。そういうことで私はやっていないと思うわ。破産管財人というのは、委託費とそれから成功報酬というようなものがあるのよ。それほどこの弁護士に聞いても当たり前のことなのよ。早く物を解決したら成功報酬が高いのよ。その辺のことは分かって言っているのよ。だから、もうちょっと丁寧にしてもらわないと、なかなかいつまでたっても行政と議会がぎくしゃくして、あなた方はいつでも市民に丁寧に説明というようなことを言っているだろう。たった3回しかやらない特別委員会を蹴って、そんなことができるわけないよ、普通は。それを私は強権政治だと言うのよ。もうちょっと丁寧に説明する癖をつけないと、いつまでたってもこういう関係になるのよ。

跡地の解体の問題ですが、今度3棟あるわけですが、ひとつ例として、東広島の旧ごみの焼却場、あれは全部解体して、くいも抜いてるのよ、あの山の中でも。今、私も東広島の土木事務所にしょっちゅう行くのですが、時々環境課長にも会ってお話するのですが、行政は産業廃棄物をそのまま放置したような形になるから、行政の場合はできるだけくいを抜いてもらうほうが理想的です。結局くいを抜いたら産業廃棄物の処分になるので、それを抜かずに放置するということは産業廃棄物を地上に残すということになるわけですから、そういう点は何か考えているのですか。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） くいの残置の件についての御質問でございますが、既存くいを残置するということにつきましては、さきの特別委員会におきましても、国のほうの指針で残置することについては認められているというところでございます。

そういう中で、本市においても、既存ぐいが今後の建物に支障がある場合についてはその箇所を抜くという形で考えているところでございまして、既存ぐいを残置するということにつきましては、経費の縮減にもつながるものと考えておりますし、国のそういった指針もございますので、既存ぐいは残置するという形で考えているところでございます。

すみません。先ほどの答弁の中で、出店者の保護ということでの質問でございましたが、答弁のとおり、特別委員会の場では破産管財人のほうは土地所有者の保護ということの説明をされたと思いますので、すみません、先ほどの答弁については、その分訂正をさせていただきますと思います。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 大事なことですが、もう一点。

旧ゆめタウンは業者からの資金で建て、そのことは確定しているのですが、それは解決したのですか。9月議会でもこれ質問しているのですが。

これは、係争中だったら移転できませんから。法的に移転できないのよ、係争中だったら。そういう面でも、質問している部分について、管財人に言えばいいのよ。管財人に守秘義務なんかありはしないのだから、そういう面は。公になっているのだから。議会で公にしているのだから。だから確認して、質問者に、あれはこうなりましたと言うぐらいのことはしておかないと、質問がずっとずっと後ろ後ろになって、ものが前に進まないようになるのよ。それぐらいのことは基本だから、これは法律に基づくものだから、それは確認したのですか。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、旧ゆめタウンの建物についてというところでございますけども、こちらにつきましては、まず裁判所のほうから指定された破産管財人のほうが建物の今後どのように対応していくかということと動いてきたところでございまして、この間、特別委員会のほうでの説明がありましたが、不動産業者への売却等、いろいろ検討されたがなかなか難しかったことから、土地の所有者に対しても管理できないかとかという動いた中で、やはり管理する方法がなかったというところでございまして、そういった中でそのまま放置すると、旧ゆめタウンが空き家状態で保守管理もできないまま残るといった課題が出てきておりまして、その中であの建物については広島県における要緊急安全確認大規模建築物に認定されているという状況の中で、また市の中心部で人通りの多いエリアにあるということから、弁護士のほうから破産管財人のほうから市のほうへ寄附の申出があったという経緯でございまして、こういったことから、建物の所有権等の整理については済んだ上で市のほうに寄附の申出があったものと認識しているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） これ大事なことから、そういう漠然とした答弁ではなしに、弁護士に言ったら弁護士は言うのだから、そういうものは。だから、そういうことは一々確認しとかなないと、法律に関わる問題だからね。我々は市民に聞かれても答弁のしようがない。だから、その点はこれからも十分注意して、できるだけポイントの部分については質問者にそれを確認してやれば、再質問することもないのよ。それだけ政治が前に行くの

よ。ずっとこれが残っていたら行かんでしょう。それぐらいのことは気をつけて、あなたがそういう答弁しているのだから、答弁した責任があるのよ。だから、そこらを十分認識してね。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 建物の所有権でございますけれども、先ほども御説明させていただきましたとおり、申出を受けまして本市においても寄附の受納を受けておりますので、所有権については竹原市のほうへもう移転されているというふうに考えているところです。

失礼しました。登記については、すみません、今させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） しっかり、そういう面はだらだらだらだらして。

それから、質問で、商工会議所の今現状、有料化について私の質問に答えていただいているのですが、市長、今13か所、商工会議所があるんですね。無償化というのは三次が1件なんです。ほかに、三次は非常に物事が進んでいっている、DMOでも。副市長が1人入っているのだが、副市長も行政の発言が強くなると言って撤去してくれというような要請もされておりますが、あとは皆、自分が所有権を買うとか、全部そういう形で商工会議所を運営しているのよ。駐車場から何から竹原市は新しい本社の駐車場、あれを私は20年以上管理したんです。そして、市長から表彰も受けているのよ。その他駐車場も今無料化で使っているが、そこまで気を遣わなければならない商工会議所の存在価値というのはどこにあるのよ。

率先して、私は山本会頭も竹原に帰った時期からずっとよく知っているのよ、あまりこういうことは言いたくないのですが、あの人はあの人なりにあれだけになったのだから。しかし、商工会議所の使命感というのか、市民に対するあるいは行政に対する協力というものがあるのかよく分からないのよ。それで、あれは今の中国新聞に、これ言うことはいいことを言うのだが、実行を伴わないから困るのよ。これは令和4年5月29日ですよ。中国新聞の取材に、地域に恩返しをしたい思いであるということ、それから4年5月19日、会頭は今後も市との協力関係を進め、竹原市の活性化につなげたいと述べており、ということよ。

市長、この言葉と今やっていることは整合性が保てるの。

ここへ、市民館と隣保館、その他の施設の市の有料化の一覧表がありますが、全部取っているのよ。こつこつこつこつ働いている人から取っているのよ。納めているのよ、市へ使用料を。何であのような組織が無償化なのよ。これは、市長、選挙の争点になるよ、1つは。私はどうでもいいんだから。こういうことを、強い者の手を助けるような、弱い者をいじめるような行政なんてあり得ないよ。商工会議所といたら市と同じような、対等の立場だろうが。986万円の内容で合意したものを4,500万円払ったら、大体何倍になるんだ。5倍くらいになるだろう。そうやって我々はその分はしょうがないと思うのよ。しかし、合意は986万円だったんよ。私もうっすら覚えているだけで、よく分からないが。行政が手を差し伸べて、まだ補助金まで240万円払っているのよ。どこまで市をいたぶったらいいんだ、商工会議所が。商工会というのが県下に33あるのよ。商工会議所は13あるのだが、このようなみっともない商工会議所はありはしないわ。誰が音頭を取っているのか知らないが。もうちょっとこういう文章を新聞へ発表したら、有言実行ではないが、会頭の使命としてちゃんとしたことをやることよ。そういうことができないのなら、できるように徹底的に私は戦うのよ。

それと、福山市はさすがに枝広市長かなというふうに思うのですが、これ令和6年9月5日の新聞ですが、福山市北バスセンターターミナル案、市へ提示、南は全面広場、福山市はJR福山駅南側の広場の整備に絡み、駅北側の北口広場にバスセンターターミナルを設ける案を明らかにした。現在、バスの待機場、乗降場などのある駅前広場は全面広場化を目指す。今年度中の策定を予定する再整備の基本計画に盛り込む。

こういうふうに決めているのですが、私も駅の南側と北側が、あそこにはトモテツなんかありますから、南側の商店街は今のままで、原案でいいというわけ。しかし、バスターミナルは北側へ持っていくのに異論があって、福山市はどういう決断をしたかと言ったら、令和7年2月2日に福山駅周辺再整備バス乗り場移転懸念広がる。計画策定先延ばし。市議、論を深めたい。市議会が論を深めたい。市は官民組織の会合で当初予定していた基本計画案を見送り、市が目指した3月中から事実上先延ばしとなる。北側に移す構想などに懸念の声が上がる中、市は策定に向けた今後のスケジュールも示しておらず、先行き不透明。

これが普通の行政の在り方と思うのですが、そういうことでもうちょっと落ち着いて。それから、ぜひ市長にお願いしておきますが、ある程度市長が発表する場合は七、八割は

確定したものでないと。漠然としたようなのを発表すると困惑するのよ。議会もこういうように割れるでしょう。賛成、反対と。そうではなしに、市長が議会に上がってきて、しっかり議論して、詰めて詰めて、その挙げ句採決するのは当たり前なのよ。議会の在り方として当たり前なのよ。しかし、こういう大きな問題だから、1年生が反対討論やって、2年生、3年生、4年生が賛成討論もやらないということは、中身が分からないのよ。ただ手を挙げただけで。そういうことがないように、福山のこういう行政の、あそこは県知事とも15回も個人的に会合しているような市ですが、これが本当の行政の在り方です。

ある程度市民に、意見が割れたときには時間を取っていろいろな会合を開いて、そして行政はその中立的なところを採択して行政を前に進める。これなら市民も納得すると思う。しかし、今はそうじゃないからね。今度は私も病院に行っていて欠席していましたが、資料だけ読んで。今、この間、三原の詳しい人が来て、ドラッグストアというのですか、竹原に5つあるとってびっくりしている。今3店、量販店があるが、火曜日がフジが売り出しよ。車が入らないぐらいいるのよ。こっちのほうは半分よ。今お客は、売出しの折、行ったり来たりしているのだ。はっきり言うておくと、DMOでも、食べ物が竹原にはないと言っているが、食文化がなかなか発展しないのよ、竹原というところは。私も飲食は50年ぐらいやっていたからよく知っているのよ。飲食の会長もやっていたしね。いろんなことを分かっているつもりですが、だから町並みの旅館をやった折も、会長さんに、イマイチさんか、あそこらへ瀬戸の小魚を天ぷらでも刺身でもできるようなのを1軒か2軒か造りなさいと言った。何ぼ何だといってもテレビのないところで、朝5時頃、6時頃、飯食うて、ぼさっと十何時間寝られるわけがないのだから。だから、ちょっと眠気覚ましにそこへ足延ばすようなところもひっくるめて造りなさいと言ったこともあるがね。今ほとんどそういう竹原には、そういう店舗がコロナ以降は特に減少したでしょう。だから、かんぼの宿も三井住友銀行がリーダーでやってくれていたのだが、全国をあの人は調査しているから、この奥のも、この間も指定管理者がいらないのだといっって往生しているがね。このぐらいの店舗がほとんど今倒れているのよ。それから、再生ができないのよ。人がいない、物は高くなっているということで、ストップがかかっているのですがね。

そういうことも市長、もうちょっと町を歩いて町の声を聞くとか、駅前のほうでもイベントがあるとき1回くらい来たのか、市長の顔を見ることがないと言われているのよ。昨日は、鳥取の知事か、平井知事か、ネギが雪害に遭ったといっって、長靴をはいて現場へ行

っていたが、あれが信頼されるもとなのですから。そのことを強くお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（高重洋介君） 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目の質問項目は、本郷産廃場の排水汚染と市の責務についてです。

竹原市行政の責務は、地方自治法第1条の2に定めるように住民の福祉の増進を図ることを基本としています。本郷産廃場の汚染水問題を早期に解決しなければ、住民の不安を払拭することはできません。広島県は、JAB産廃事業者に対する4回目の行政指導「水の汚れ指標・基準値超」を行っています。繰り返されるJAB事業者の産廃法違反とも言べき事態は、住民生活など深刻な影響を与えています。

そこで市長に質問いたします。

まず1つ、2024年12月議会で私の質問への答弁は、仮に本郷産廃場で展開検査が実施されていないなど法令違反が確認された場合には、県において適正な対応を求めてまいりたいとの発言がありました。私は、住民関係者の調査活動を紹介してJAB事業者が廃棄物の展開検査なしに産業廃棄物を埋め立てている実態を告発いたしました。広島県や竹原市は、この告発の事実を確認されていますか。その後の対応を伺っておきたいと思えます。

次に、広島県のJAB産廃事業者に対する4回目の行政指導以後、現在はどうのような対応をされていますか。本郷産廃場浸透水の汚染原因を解明して、元のきれいな水源を取り戻す抜本的な施策はどのように取り組まれていますか。市長の明確な答弁を求めます。

次に、私は今年1月31日の住民関係者が行う産廃場浸透水の水質調査に同行しました。以前、茶褐色に汚染された日名内川の川底は掃除されていました。住民関係者に聞くと、今年1月20日から川底の掃除が始まり、川底の堆積物などはバキューム車が吸い上

げ、産廃場調整池等へ貯留後、再び産廃場埋立地に戻していると言われていました。このようなずさんな処理の実態を、広島県や竹原市は把握をして了解しているのでしょうかお尋ねします。

また、産廃場に廃棄物が搬入され、車から下ろした後に白い粉状のものが散布されていましたが、この物質は何でしょうか。その目的や役割は何でしょうか。この白い粉状のものは安定型5品目以外ではありませんか。

次に、本郷産廃場浸透水の放流先、日名内川の川底の堆積物を三原市が検査しています。本来、安定型産廃場、いわゆる安定型5品目の廃棄物、この浸透水は水質の悪化、汚染が起きてはなりません。しかし、この堆積物（試料名が褐色物質や黒色物質）には鉄、ケイ素、カルシウム、カリウム、マンガン、硫黄、チタン、ジルコニウム、亜鉛、ストロンチウム、イットリウムが含まれています。なぜこのような物質が含まれているのですか。この中の放射線関係物質はどれですか。なぜ放射性物質が含まれているのですか。市長の明確な説明を求めておきたいと思います。

次に、国道2号線から見て本郷産廃場建設は、竹原市側に流れる山肌が掘削されています。JAB組合は、いつでも産業廃棄物を竹原市側に本格的に埋立てをするのではないかと、こう住民関係者が大変心配しています。きれいな水、市民の貴重な水源が一旦汚染されたら回復することは大変困難であります。

竹原市は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする自治体の責務、すなわち住民の命と健康を守るための市政が緊急に問われていると思います。市長は、住民の不安を払拭する緊急施策や水源保護条例の制定など、どのように取り組まれていますか。市長の明確な答弁を求めておきます。

次の2番目の質問項目は、竹原市の人口規模と市政・市街地のあり方等について伺います。

竹原市の人口ビジョン（改訂版）の位置づけは、人口減少は静かな危機とも呼ばれるように日々の市民生活の中では実感できませんが、このまま続けば、将来的なさらなる経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には本市の持続すら脅かすものです。本人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析するとともに、人口に関する課題を市民と共有しながら、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものと明記しています。

竹原市は、第6次総合計画の各種施策の実行により、現状趨勢、将来人口の減少を抑制

できるとしています。竹原市人口は、現在2025年度2万2,800人が、10年後には1万9,100人へ3,700人の減、16.2%の減、20年後には1万5,200人へ7,600人の減、33.3%の減少、35年後には1万100人へ1万2,700人減、55.7%減となっています。

そこで市長に質問します。

第1に、竹原市公共施設ゾーン再整備計画は、竹原市の何年後を見通したまちづくりでしょうか。その総事業費、各事業の内容、財源構成、またこの投資額に対する事業効果の試算を質問いたします。

次に、旧ゆめタウン店舗の解体費2億5,000万円、これがセットの建物寄附受納は、本来地方自治法第96条第9項の議会議決が必要です。旧ゆめタウン店舗、土地の寄附について、竹原市は寄附者から本市まちづくりに活用してほしいとの目的で寄附の申出をいただいているものであり、寄附に当たっての条件は付されていないことから、寄附受納において議決は必要とならないと解されています。

ところが、2024年5月17日全協資料には、(3)整備エリアの見通しの中で、市が所有する現市庁舎の敷地に加えて、隣接地にて再利用が困難な状態となっている民間所有の旧ゆめタウン敷地を活用したいと考えており云々、破産管財人から旧ゆめタウンの店舗、敷地を市へ寄附し、新たな事業に活用してもらいたい旨の申出をいただいているとなっています。

そこで市長に質問します。

寄附受納の際に、解体費負担等の条件を付したり話し合わなくても、寄附者は老朽化したゆめタウンの店舗の敷地が竹原市に必要なのだと誰しもが考えることではありませんか。そのことは、寄附受納に当たって寄附受納者が解体費など条件をつけないからと地方自治法第96条第9項の議決を回避する明確な根拠にはならないと考えます。市長の明確な答弁を求めます。

次に、施設整備イメージは、民間機能の誘導約3,500平方メートル、小売、飲食、サービス業などがあります。竹原市は、民間機能の誘導を市の公共施設ゾーン再整備計画の中に組み込んだ最大の目的と役割を説明してください。また、この総事業費、施設内容、事業収支の試算はどのように見込まれているかお尋ねします。

次に、施設整備イメージの複合施設について、ホール機能1,000平方メートル、400席程度を市民等が利用する際の採算が取れるイベント事業規模や事業内容について、

また立体駐車場170台の積算根拠の見込みについて伺います。

次は、私は竹原市の人口減少を防止する重要な施策は、市内に仕事を増やし雇用を確保するため、例えば進化した住宅リフォーム助成制度の創設や子育て支援を高校、大学卒まで保護者負担を解消する抜本的な施策が早急に必要と考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上です。よろしく申し上げます。

議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の本郷産業廃棄物最終処分場についての御質問でございます。

本郷産業廃棄物最終処分場における展開検査につきましては、広島県に照会したところ、昨年11月11日付で広島県から事業者に対して当該最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するよう指導を行った後、現在まで当該最終処分場への産業廃棄物の搬入がないことから、展開検査の実施状況は確認していないとの回答を得ております。

次に、4回目の行政指導後の対応や基準値超過の原因の解明につきましては、広島県から、度重なる基準値超過に対する地域住民の懸念については、広島県としても極めて重大かつ深刻に受け止めており、事業者に対して根本的な原因究明と改善措置を講じるよう指導を徹底しているとお聞きしております。本市といたしましては、事業者による原因の究明及び改善措置の確認を行う広島県に対して、引き続き廃棄物処理法に基づいた厳正な対応を行っていただくよう求めてまいります。

次に、日名内川の堆積物等の処理方法につきましては、三原市内で処理されているものであることから、本市においてその詳細を把握することはできませんが、広島県から、事業者に対して当該河川の堆積物等については法令に基づき適正に処理するよう指導しているとお聞きしております。

当該最終処分場内において、白い粉状のものが散布されていたことについて広島県に確認したところ、現在産業廃棄物の搬入が中止されており、そのような状況は現状では確認されていないと伺っております。

また、三原市が検査した堆積物に含まれていた物質について、放射性物質が含まれているかは承知しておりません。

次に、水源保護条例の制定につきましては、三原市が制定した条例の効果や課題など運

用状況について情報を収集しているところであります。当該最終処分場周辺の生活環境の保全のためには、法令に基づく産業廃棄物最終処分場の適正な維持管理が不可欠であることから、本市といたしましては今後とも三原市と連携し、情報の収集や共有を図りながら、必要に応じて広島県に対して当該最終処分場への廃棄物処理法に基づく監視指導が徹底して行われるよう求めてまいりたいと考えております。

今後とも、本市の良好な水環境を維持していくため、引き続き水質調査など水質汚濁の防止に係る取組を進めていくとともに、本郷産業廃棄物最終処分場からの排水については、広島県や三原市と連携を図りながら、水質の保全のため必要な取組を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の竹原市の人口規模と市政・市街地のあり方等についての御質問でございます。

公共施設ゾーンの再整備につきましては、先般実施した市庁舎の移転に加えて、その跡地等を活用して複合施設の整備と民間機能の誘導による一体的なエリア整備を行うものになっており、本市の将来を見据え、多くの人々が集まり多世代が交流できるにぎわいと活力の拠点施設として、まちの中心に新たな価値と機能を生み出していきたいと考えております。

事業費や内容等につきましては、市民ホールや図書館、子育て支援機能、市民活動支援機能などを備えた複合施設を整備するとともに、民間機能の誘導に向けた既存建物の解体などを予定しており、補助金申請用の試算として約7.4億円の事業費をお示ししておりますが、官民連携手法の採用などにより事業費の削減を図ることとしております。

また、これらの事業に対しては、国庫補助金がおおむね2分の1充当されるとともに、施設機能の集約に対して地方交付税措置のある起債を活用することができるため、施設整備における本市の実質的な負担は3割程度に抑えられるものと考えております。

次に、地方自治法第96条第1項第9号において、議決対象となっている負担付寄附につきましては、寄附申込時に寄附者から何らかの条件が付され、寄附受納後に受納者がこの条件を履行しないときは、寄附物件の返還義務が生じるようなものが対象となることから、法令解説においても寄附に際して条件がなく、単に寄附物件を受納したことにより今後の費用負担が発生することをもって負担付寄附となるものではないとされております。

次に、民間機能の誘導につきましては、検討当初から民間との連携を想定していたものであり、複合施設と相乗効果を生み出し、エリア全体としてのにぎわいや利便性を高める

ことができると考えております。内容につきましては、民間事業者からの提案に基づき決定するものでありますが、市有地を有償で貸し付け、独立採算で事業を実施していただくことを予定しております。

次に、現在検討している市民ホールにつきましては、日常的な音楽活動や式典等による利用を想定しており、現状での利用者数や内容を踏まえ、市民が日常的に使いやすい適正な規模にするとともに、音響性能などを備えた施設とするよう検討をしております。

また、駐車場の必要台数につきましては、平日における市民ホールや図書館、子育て支援などの各種機能の利用者数を想定して算出しており、休日において行事が重複し、駐車場が不足する場合は、市庁舎駐車場や職員駐車場の活用を想定しております。

次に、人口減少対策につきましては、これまでも様々な施策に取り組んでいるところであり、市内に仕事を増やし雇用を確保することは重要であると考えております。本市におきましては、若い世代の進学期、就職期での大幅な転出超過が社会減の大きな要因となっていることから、人口減少対策の取組をさらに加速させるとともに、令和7年度から特に若者の市内での就業促進に重点的に取り組むこととしております。

具体的には、本市に住み、本市で就業する若者を対象に、家賃を補助する移住者住宅支援事業や、引っ越し代金を補助する移住者転居費等支援事業、また奨学金返還費用を補助する奨学金返還支援事業など、若者が本市に戻れる環境整備に新たに取り組んでまいります。加えて、子育て世帯の経済的負担を軽減するための乳幼児等医療費助成事業や保育料の多子軽減などにも引き続き取り組むことで、効果的な人口減少対策の推進を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それでは、本郷産廃場の排水汚染問題と市の責務についてから再質問をしたいと思います。

市民の不安を払拭していく、これは大切なことだと思うのです。それで、まずそこから再質問させていただきたいと思いますが、北部自治会が連名で市長宛てに2月10日付で陳情書が出されています。まず、市長に確認したいのは、この陳情書は市長自身、目を通されているのかどうかを確認しておきたい。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 2月10日に、北部地区の住民の代表の方々が市役所のほ

うにお越しになられ、要望書を手渡されております。それについては、市長は目を通しておられます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 自治会として要望書は8点強く要望しますということで、1から8項目まであります。それで、一番最後のほうにこの回答は文書にて2月25日火曜日までにお願ひしますということで、何日か過ぎてはいますが、これは現在もきちっとこの8項目について自治会の方々に25日までに回答されているのか、8項目について簡潔でこういう回答をしたよという内容があればお答えいただきたいと思います。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 2月10日の地元住民の方々からの要望についての回答についての御質問でございます。

2月10日の際の要望のときには、私も同席しておりました。その際、本市におきましては当該最終処分場からの浸出水が流れ出る前の水質を把握しておくため、これまでに棕原川の上流及び周辺井戸において水質検査を実施していること、また広島県によると当該最終処分場からの浸出水が横大道川へ流れ込むことは想定されていないとのことですが、地域住民が不安に思われている現状を踏まえ、令和7年度から横大道川においても水質検査を実施することをお伝えしております。

そのほか、棕原川と横大道川の河川水及び近隣井戸、両河川の農業用取水口において水質検査を要望されておられますが、追加の水質検査につきましては効果的な検査の実施時期など十分な検討に時間を要するものであることから、今後も引き続き広島県や三原市と連携を図りながら、本市における適切な水質検査の実施時期や場所、項目などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 8項目のうち、3、4、5、水質検査というのがあって、これは51項目の水質検査ということでしょうから、多分水道法の51項目ありますよね、その分の水質項目でさっきやられているのか、それからあと27項目というのはどういった基準値に基づく検査なのかを再度お尋ねしておきたいと思います。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 現在している水質検査は、水道法に基づく水質検査を企業のほうにされておきまして、市民福祉部のほうでしている水質検査は17項目でござい

ます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 市民が求められているのは、そこですぐ直接飲むという意味ではなくて、中通の水源なんかでも原水を浄化する前に原水で調査しています。そこには、私が見ていますが、中通水源の場合はきれいな水ですから一般細菌とか大腸菌も入っていませんでした。ですから、そこは51項目の中に項目がありますね。ですから、それを私が理解するのは、市民が望んでおられて、本格的に埋め立てられたら今の日名内川のように汚染されるのではないかというのが誰でも思うわけです。ですから、その前に51項目というのは、ぜひ水道法の基準かを確認してぜひ報告していただけますでしょうか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 繰り返しになりますけれども、先ほど要望に回答しました水質検査といいますのは17項目の水質検査でございます、環境基準に基づくものでございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それは今伺いましたけれども、この要望書の中身というのは、これを見ると3、4というのは水質検査51項目の検査をしてもらえないかということなのです。あと、4番目の分は井戸水の分ですから51項目。井戸水は違うものがありますけれども、要するにこれは飲むために大丈夫なのかということか、その項目で調べてほしいよという要望ですから、これに対して今17項目と言われるから意味が分からなかったのですが、市民はこういう項目を求めておられる。51項目といたら水道法の水質基準だと思ふのです。ですから、それに基づいてきちっと調査して回答してくださいよということを確認しているわけです。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 市民の方が要望されております51項目でありますとか27項目でありますとかの水質検査につきましては、本市が河川の水質検査としてできる適正な、また可能な範囲の水質検査についての検討が時間を要しますので、それについては水質検査を実施するという回答はしておりません。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ、今私が再度この住民の願いを、住民の不安を解消する上でお尋ねしている、特に北部自治会から出された項目を確認しているわけです。ですから、

3、4についてはぜひとも水道法に基づく基準を調べようと思っただけですから、いつでも。それをぜひやっていただくように求めておきたい。

それからあと竹原市長に、これは2番目ですけれども、これは三原市に声をかけてということはありますが、現地への立入調査、住民の監視とか中の県との連絡を取って立入調査というのもあるのでしょうかけれども、こういったことを県には要望されているのかどうか。それと、あと7項目では、J A Bに地元への住民説明会を強く求めますよと県に働きかけてくださいよという個別の分はどうでしょうか、2と7ですかね。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 事業所への立入調査についての御質問でございます。

広島県に要望したかどうかということでございますけれども、広島県に本市が立入調査ができるようにという要望はしておりませんが、本市には立入り権限がございませんので事業者から同意を得る必要がございます。今後、本市内の公共用水域において当該最終処分場から浸出水が原因で水質の異常が確認される場合には、三原市と連携を図りながら広島県とも連携を取りつつ本市職員の現地への立入りを求めてまいります。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 7項目の要望は、広島県に対してJ A Bに住民説明会を開くように強く要望してくださいと。これは、地元から市長にお願いしている要望で、県に対してJ A Bが地元で説明会を開くように強く要望してくれというこの取組、言ったけどもどうだったのかを含めて取組をお聞かせください。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 住民への説明会につきましては、かねてから意見書等で要望はしておりますけれども、今後におきましても三原市と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ、住民の不安を払拭するという面では、もう少し強く取り組んでこれを実現できるように取り組んでいただきたい。

それから、8項目めでは、これは23年3月に県知事に対して要望してきた内容の回答はどうですかということで、県知事に対して要望された分の竹原市と三原市の連名といたしますか、やられているこの要望に対して、これは条例制定を要望していただきましたということで、その回答についてはどうなのでしょう。

具体的に、例えば今後を含めて言えば、こういった廃棄物産廃処理場を造る場合に、安定型の分を造る場合に事前に説明会を開くとか、それとか合意形成を図るとかというような要綱ではなくて条例で、もう少し厳しくというのですか、そういうことが明記される必要があると私は思うのですが、そういったこととか。

あとは、今回のように三原市での実際問題は、日名内川の汚染水といいますか水質悪化が起こっていることに対して、その条例に基づいて水質検査を行うという、立入検査も県と協力して行うというような、具体的に効果があるような条例を私は求めておられると思うのですが、その点をどういった内容なのかを含めて取組をお答えいただきたい。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 県知事に対して、産業廃棄物処理施設設置に係る生活環境の保全に関する手続を定める条例制定に対する要望を令和5年3月に三原市長と竹原市長連名で要望をしております。それにつきましては、現在県のほうには手続に係る要綱がございまして、それを条例制定と条例化して実効性を高めていただきたいといった内容でございまして、それに対します県の回答でございますが、三原市及び竹原市からの要望も踏まえ、条例を含めた他県の事例において対策の内容や運用状況、実効性等について詳細に情報収集しているところであり、その結果を基に今後関係者間の情報共有や連携が一層図られるよう、さらなる要綱の見直しなど、より実効性のある仕組みづくりを進めてまいりたいと考えているとの回答がございました。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 手続上の問題も実効性があるものに条例化するというをお願いしたいのと、あとは実際問題起こった場合の立入調査を含めて水質調査の権限の強化といいますか、これはぜひ強めていただくような内容に取り組んでいただきたい。

それでは、この問題で第1番目の質問というのは去年の12月の議会での関連で、展開検査のことについて伺いました。それで、今答弁があったのは4回目の行政指導以後は廃棄物の搬入がないので現在分かりませんよということで、それは昨年11月からは搬入していない、してはいけないというのは私も知っていますから、ここで質問したのは展開検査の11月、4回目の行政指導以前に廃棄物を運んで、下ろして、これは目視ですけれども展開検査をして埋め立てるという手順になっていますよね。ですから、これをやらなかったら違法ですよということも言われたので、実態を確認していますかと、その現状を。展開検査をやっていないというのは、私は住民関係者の声を聞いて確認を求めました。そ

のこの回答をしてほしいというふうにお願いします。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 昨年12月議会において議員から御質問をいただく中で、事業者が展開検査を実施することなく産業廃棄物を埋め立てているといったお話があったことについては、本市から広島県に対して情報提供を行っております。

それに対する県の回答でございますが、県が立入検査をしているときには展開検査は適正に行われておりまして、それ以外の立入検査の情報につきましては、詳細については公表できないということでございます。そのため、県の行政検査の詳細を本市が把握することはできませんが、県は浸透水の水質検査を実施するなどして埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着または混入の有無を確認していると認識しております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 去年12月での私の告発といいますか、これはきちっと展開検査をやっていないデータを基にこれをお渡ししているわけです。住民がいろいろ取り組まれた結果を展開検査なしにやっているよということで質問して。ですから、4回目の指導以前のことですよね。そのことについては立入検査以外、したときは確認しているけども、それ以外は端的には分からないということでしょう、公表できないということ。

去年私が聞いたときは、立入検査を何回したかといったら年に5回とか、今年度は途中でしたけど6回とかという、365日、休みがあるのでしょうけど、僅か4回か5回です、立入検査で県がやったのは。ざっくり言えば、その四、五日の分は県が入ったときは展開検査を確認しているけども、あとは展開検査をやったかどうか分からないと、だから非公表だというような理解になりますけど、それでいいのですね。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 12月議会でお答えした回数ですけれども、それについては県が公表された市民にお知らせする必要があるときの行政検査の日にちとか回数でございまして、それ以外の日程で立入検査をしている状況については本市は把握できておりません。

展開検査の状況、事業者のほうと聞き取り等をして調査されていることと思っておりますけれども、それについて本市が知り得る状況はございませんで、把握ができておりません。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 市長、あなたに聞きますよ。

立入検査についても、5回、6回公表した分はしたけども、あとは、ではやっているのかやっていないかはきちっと答えてくださいよね。5回以外に県が立入調査を何回入って、しかしそれはこうこうこういう理由で公表できませんと。本来公表すべきでしょう、住民福祉の我々のところに来るわけですから。だから、市長はあなた、もうちょっときちっと対応してくれないと困るよね、ああいう部長の答弁だったら。私が今聞いているのは5回、6回立入調査したとき、そのときは公表できるけども、では公表できない立入検査はあと何回やったのですか。なぜそれが公表できないのですか。

市長も含めてどっちか答えてくれ。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 先ほど申しました公表した日付とか回数というのは、市民や県民に公表すべき基準値を超過した場合ですとか、基準値超過の後に厳正に立入検査の回数を増やして基準値が守られていますですとか、市民に公表すべき場合があったときに公表されておりますので、それ以外の日程が公表できない内容であるというわけではございません。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 分かりにくいのですが、分かるように説明してもらいたいの、例えば24年度、23年度でもいいのですけれども、この行政指導が立ち入る前に去年、おとし、何回入って展開検査を確認できたのか。それが、公表できるできないというのものあるのでしょうか、そこはどうですか。

2年前は、2023年度は県として展開検査のチェックといいますか立入検査というのか、何回入ったのか。それで公表できるものは今4回か5回でしたけども、あとは何回入ったけども公表できませんと、その理由はこうですというのは2年前と今年度を教えてもらえますか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県は、公表が必要な情報については公表を行うとされておりまして、通常の立入検査について公表されておりません。12月議会で私のほうから発言しました立入検査の日程については、先ほども申しましたが基準値超過であります

とかその後の検査でありますとか、そういった公表が必要な場合の日程でございまして、それ以外の立入検査の日程については県は公表されておられません。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 県の公表が必要だ必要でないという判断ですけれども、我々がいろいろ住民福祉の立場から見たら、県が何回入って、それは本来全て公表してもらいたいのですが、こういった展開検査をやっているとかというのをきちっと。今何か分かりにくいのです、何回聞いても。だから、本来何回入って展開検査をやって、公表したのはこれだけ、非公表にしなくてはいけないのは何回あって、こういう理由で公表できませんというのはきちっと言わなくてはいけないです。ぜひ、そういった取組を重ねて要望しておきたい。

それから次の、三原市が日名内川の川底の堆積土調査をされています。これについて、その処理は三原市内で処理されているのだから竹原市としてはその詳細を把握することはできませんが云々ということで、連携を取ればすぐ分かることですよ。

それと、もう一つ気になるのは、三原市が何が含まれているかという堆積土の褐色土、黒色の分析をしてさっき分析表を言いました。これは、ホームページで公開されているのです。私は一般質問で通告しましたよね。ですから、例えば三原市と連携をふだん取られるのは取っておられるわけだから、三原市と連携を取って令和6年11月1日に堆積土調査をしているけれども、それで私はこういった通告をしているけれども、何でこういうことが含まれるのかという、本来安定型で放射性物質関係が入るのは私は信じられないわけなのです。何でああいったところで安定型からこのような物が入るのかと。それは、市民の方にきちっとこういう廃棄物が埋め立てられているからこういった汚染水といいますか、こういった放射性的物質が含まれているのですよという、それは基準値より低いかどうか知らないけれども、きちっとなぜそこらが説明できないのか。これホームページさえ見てなくて、私がわざわざ通告しているのに。令和6年11月1日付の三原市が日名内川の川底の堆積物の調査をしている。何で、竹原市はこれを知りませんというような答弁になるのですか。もう一回そこを答えてください。もしこれを見てなくて答えられませんというのだったら、あなた問題がありますよ。竹原市にいつこういうところが起こるか分からないのに、人ごとではいけないよ、それだったら。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 三原市において行われた堆積物検査につきましては、堆積物の表面の褐色の物質と、その下層にある黒色の物質の成分検査と鉛の含有の有無を確認するために実施したものと三原市からお聞きしております。

三原市のホームページ上に掲載されているものについても確認をしております。放射性物質ということでございますけれども、広島県からは現時点において県内に放射性廃棄物を搬入したことはないと伺っております。また、一般的に放射性物質であると言われていた元素については、自然界に放射性を持たない形で一定の割合で安定して存在しているということでございますので、三原市がホームページ上に掲載されている元素名のみをもって放射性物質を判断することはできないものと考えております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ここで三原市が分析したのは、調整池から流れて日名内川に流れて川底が褐色、いろいろなもう濁っていたから調査され、要望があって調査されているわけです。ですから、放流先より上の分は同じようにあったのかどうか本来調べて、ここも同じですよということとは違うのです、誰が見ても。放流調整池から、産廃場から直接取って日名内川に流れている、そのところの川底から変色しているわけです。だから、上は変色していないわけですから。この放流口の上流域が、日名内川の上流がありますけれども、そこは変色していないのです。放流されているところから下がずっと茶褐色、黒色物質があるということで住民から要望があったのでしょうけれども、調べたらさっき言ったようないろいろな分があって、放射性物質3つですけれども含まれている。あとは、こけのようなたんぱく質を含む物質も混合している。

だから、本来こういうことが、安定型というのは市民に説明しているのは、安定型5品目を埋め立てたとしても浸透水の分は汚染は起こらないよというのを説明してきたのです、繰り返し。しかし、しているのに褐色のところを調べたら、たんぱく質を含むこういった物質が存在しているわけですから。これは、何でこういうことになるのかというのはきちっと解明しなくてははいけません。上流のところはないのですよ、そんな褐色は。それを、自然界と同じようなことって、誰が信用するのですか。

放流されて川底がおかしい色になって、その上流域はきれいになっていますかね。汚いところを調べたらこういうことになっていた。それが自然界と同じというのは、どれが信用、納得できますかね。たんぱく質なんか入ってもいいのですか、その安定型の分で。本

来物質が変化してはいけない、安定型だからそういうことは何回も説明しているではないですか、当初。だから、市民から見たら裏切られたというしか思わないですよ。だから、今さっき言った8項目の地元からの要望が出されているわけです、市民の不安を払拭してくれと。

ですから、そこはもう一回聞きますけども、三原市の調査で、あなたはこのホームページを見て知っておられるというわけだから、何でこういう放射性物質が入るのですか。あとは、褐色とか黒色になって、たんぱく質を含むような物質が何で安定型の浸透水から含まれて落ちるのですか。これは、人ごとではないよ、これ。竹原市のところにもうあしたかあさっても分からないけども、もう削ってそこに捨てることができるようになってるし、もう一部は流されているわけですから。ぜひ、そこは私が聞いている質問に明確に答えてください。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 三原市において行われた堆積物検査の結果でございますけれども、三原市においては環境基本法において公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準として定められている有害物質や鉛及びその化合物は検出されなかったということでございます。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 市長、そこは同じ答弁を繰り返されるのでもう聞きませんが、部長が今答弁したのはおかしいと思うのです。私は、当初から安定型の廃棄物5品目は、埋め立ててもざっくり言えば浸透水は変質、悪化してはいけないよと、そういうことは起こりませんよということが説明されてきました。しかし、現実にはそういったさっきいった茶褐色の分の川底に、においがあつたり、悪臭がしたりが起こっています。ですから、それはおかしいわけです、誰が見ても。ですから、ここに入っているような放射性物質なんかは何で入るのかというのはきちっと解明しないと、次のステップには行けないではないですか。そこはどうですか。たんぱく質なんかは私は入ってはいけない、安定型だから入らない。しかし、現実にはこういう茶褐色になったり、たんぱく質が入ったり放射線が入っている。起こってはいけないことが起こっているというのはなぜなのか。これは、原因究明を、今の答弁では原因究明はしていないですよ。私はそう思うのですが、市長はどう思うのですか。原因究明した結果こういう結論になったというのは理解をされている

のかどうかを。

議長（高重洋介君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今回というか三原市さんが日名内川の川底等の検査をされた結果でございまして、先ほど部長のほうで申し上げたとおり、褐色物等には鉛とかそういう非常に悪い物質については検出されていないというところでございますし、今の放射性物質という部分も、そういう本来の自然界にも存在するというか、良質というわけではございませんが、影響を及ぼす放射性物質とそうでない場合も、同じ元素でもそういうものがあるということの中で、我々は三原市さんのほうでそういった部分も含めて解明される部分があれば、それは併せて連携して対応してまいりたいというふうに思いますけれども、現時点はあくまでも三原市さんのところで流れているものについて三原市さんのほうで検査をされて、その結果を公表されているというところでございますので、今後その具体的な内容で不明な部分というのが、我々としても三原市で解明されることであればそれも一緒になって連携して対応していきたいというふうに思います。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今の答弁は、私が言っている、なぜこういう泡や褐色とかが起こるのかという分では、原因究明をされていたらそういう答弁はできないはずなのです。

もう一回確認しますけど、県が4回行政指導をやって、1つは2023年7月にはBOD基準値の2.5倍検出、23年7月には、これは搬入継続したというので停止の指導なのですが、今度は24年8月、去年の8月には鉛が基準超過、これは基準を超えているわけです。24年11月はBODの基準値の7.5倍ですから、こういった本来起こってはいけないことが起こっている。例えば、BODが基準値の2.5倍とか、あとは分かりやすいのは去年の24年8月に鉛の基準値が検出されている。これは、竹原市としては県と連携を取って何でこういうことが起こったのかというのは知っているのですか。それを知って公表されていないのは問題なのですが、まず確認しておきます。

こういったBODが、さっき言った23年7月にBOD基準値の2.5倍、県が4回行政指導をやった分ですね。23年7月。あとは、24年8月には鉛の基準値を超えていると。今度は、24年11月には停止の分については7.5倍のBOD。なぜこういうことになっているかというのは、原因を県は解明して、それを知って竹原市も承知しているのですか。原因究明はされていますか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 汚染原因についての御質問でございます。

汚染原因やこれまでの広島県の対応状況につきましては、現時点では広島県が公表されておりませんのでその状況を把握することはできておりません。

当該最終処分場に対する監視指導権限は広島県が有しており、本市には直接的な監視指導権限がございませんので、広島県に対して廃棄物処理法に基づく監視指導の徹底を求めているところでございます。

また、広島県からは、昨年10月のBODの基準値超過についてはBODが極めて高い濃度で検出されていることからあらゆる可能性を考慮し、搬入された廃棄物の調査を中心に廃棄物の掘り起こしも含め事業者に徹底した原因の究明を求めている。また、事業者の原因究明と改善措置については、広島県が専門家の意見も踏まえつつ内容の妥当性をしっかり確認していくとの回答を得ております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 4回目の検査の分では、今そういった対応をされているのでしょうけども、私が言ったのは、原因究明ができれば何でもこうということ、例えば去年の11月BOD7.5倍ということについては、本来起こってはいけないことが起こっている、それはこういうことを埋め立てて、埋め立てたところにこういうことがあった、原因がここにあったよという分できちっと分かれば。

広島県は公表しないというのがあるけども、何回も言われるけども、それでいいのかわるかです、我々の水が汚染されるかどうかというところに。実際汚染されているのに。県が公表しないから分かりませんというので、市長、いいのですか。これは、我が身のことになりますよ。県の都合で公表しないから、竹原市民の安全を確保する、その説明はできないですよ。県が公表しないから分かりましたでいいのですか、市長。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県の行政指導につきましては、今現在4回目の指導の警告の後、行政指導を徹底されている最中ですので、その最中の情報は提供していただいておりますが、これまでも行政指導の結果が出たときには広島県は適切に公表されていると思いますので、その段階になれば把握することができると思っております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ、私が言うように、本来起ってはいけない安定型の分で浸透性が汚染、水質変化してはいけない、起ってはいけないことが起こった。なぜ起こるのかは、市民に分かりやすく原因を特定して、それはぜひ公表すべきです。そのことによって、汚染原因があればそれを徹底的にそこから除去しますよということで、今度は汚染の物質を除去したから問題ないですよということで、初めて理解をするわけですよ。

しかし、多くの方々はこれだけ4回もこんな同じことを繰り返して、信用しろと言っても無理です。県が指導していますよというと、何で竹原市は我々の水が汚れるのに県が言って公表できないとか、調査して私達に知らせてくれないのかということになりますよ、市長はよう答えないけど。それは問題ですよ、何ぼ何といっても。

ですから、この問題で市長に確認させていただきたいのは、どうも県に付度し過ぎて竹原市民の命と健康を守る、姿勢は率直に言って欠落しているよ、あなたは。だから、それは気がついてそうだと思うのなら改めて情報公開を、何でこういうことが4回も同じことが繰り返さるのかと。それで、抜本的な原因究明と同時に、抜本的な汚染原因を除去するところまでの抜本的な対策を取られたよということをやぜひ市民に説明するという約束をしてください。

議長（高重洋介君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほど部長のほうから御答弁申し上げているとおり、県のほうからはそういった情報について検査をして、それでいろいろな基準値を超えた場合に公表されて、それで事業者に対して一定の原因究明、あるいはその対策の措置、それを講じた内容を県のほうで把握されて、またそれで水質が改善された場合に、またそれを公表されるということで今まで繰り返されてきているところでございます。

今回、今おっしゃられるとおり4回目ということもございまして、先ほどお話ししているとおりに、県のほうでは非常に厳しい姿勢で今回は臨まれているというところでございます。今議員がおっしゃられるような原因の内容といたしますか、究明された場合の内容であったりとか、その後の対応というような部分につきましては、県のほうではこの産業廃棄物の法律に基づいたいろいろな行政検査あるいは指導監督、そういった部分の観点の中で出せる範囲のものは出され、今後の指導監督あるいは法の遵守を求めていく場合に、対外的に出すことが非常に今後影響があるような場合にはそれはなかなか出していないというところがございます。

議員おっしゃられるように、市民の皆さんが不安に思われているというのは十分理解を

しておりますし、今は三原市で起きている状況ではございますが、我々としても市民の皆さんの不安の払拭という観点も含めて、必要な情報というのは、その全てを出していただけないということはあるかとは思いますが、今議員おっしゃられたような不安を解消できるような情報の提供という部分はできるだけ行っていただけるように我々としても求めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 一定とか出せる範囲とかとって、どうも何か県を付度し過ぎるね。だから、住民のほうへ目をきちっと向けてください。これだけ4回も繰り返す事業者は本当に怒りです。市民の貴重な水源を、一旦汚したらもう回復するまでなかなか困難。市民のこの貴重な水というのは、僕もいろいろやってきたけれども、これが汚染されたら本当に大変なことになる。健康の問題を含めて竹原市の酒づくりとか含めたまちのイメージといいますか、こういったところにも重大な影響があるということで、ぜひこれは本気になって取組をしていただきたいということと、もう一つ、展開検査が一番気になるのです。産業廃棄物をそこらへ運んで、展開検査なしでは違法ですよと、あなたは言い切っているわけですから。県に聞いたら、そういう展開検査なしに埋め立てたらもう違法ですよと。この状態がもうはっきりしているわけですから、ぜひそれを県に行政指導、去年11月以前のことを確認してもらって、展開検査を本当に全てやっているのかどうか。県が立入調査以外に展開検査を確認しているならそれを公表しなくてはいけないし、してなかったらそれこそ問題ですけど、私からしたら。そこを確認してくださいよ、しているかしていないかを含めて。ぜひそれを要望しておきたい。

それで、次の質問に入ります。

次は、竹原市の人口規模との関係で、この中心部ですけれども、市政・市街地のまちづくりのあり方はどうなのかなという提起をしております。

同僚議員もいろいろ質問がありましたけれども、この人口のものをもう一回言うと、現在竹原市の人口は2万2,800人が10年後16%減、20年後33%減、35年後には56%減、2万2,800人が1万100人になるという推計ですけど、こういった10年後、35年後を見越した人口推計をされて、私はそことのこのまちづくりの今複合施設とか整備をされるお話があって、今の2万2,800人が35年後には56%減って1万人余りになるというところでは、今の公共施設を見直さないと、午前中もいろいろこれまでもありましたけれども、この複合施設そのものもリニューアルとかという提案があり

ましたが、そういったところを真剣に見直していかないと、ただこの複合施設が5年、10年を目指した施設とは思えないでしょう、いくらなんだと言っても、耐用年数はもう少し長いわけですから。40年、50年、そういったいろんな構造物によっても違いますけれども、50年とかそういうスタンスで施設を造るわけですから、人口が35年には半分以下に減るという中で今のまちづくりを今のうちに見直しておかないと、本当に大変なことになるということで、まず第1点は、私が聞いたのは、具体的に今の公共施設ゾーン再整備の計画は、竹原市の何年後を想定したまちづくりですかと。さっき人口の減少も言いました。その投資額に対する事業効果はどうなのですかという質問に対して、答弁は本市の将来を見据えたまちづくりと。私が聞いていることに答えていないではないか。将来といたら何年後のことを言っているのですかということを知っているわけですから。施設は50年、そういったものを造るけれども、こういった今の人口規模で見直さなくては行けないのではないかという提案ですから。ここで、竹原市が考えた公共施設の整備のまちづくりの見通し、本市の将来を見据えたということは、何年後を具体的に目指しているのかということをお答えいただければと。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 人口減少における中、何年後を見据えてということでございますけれども、まず公共といたしまして行います施設整備等については、現状を踏まえながら、また将来を見据えということで、答弁にも将来と書かせていただいておりますが、取り組むものと考えているところでございまして、そういう中で本市におきましては推計でも確かに1万人強というところが出ていますところでも、人口減少を踏まえ、非常に厳しい状況が見込まれるというところではございますが、一方で人口減少やにぎわい、活力の低下に少しでも歯止めをかけるために、市民ニーズ、いろいろアンケートを取らせていただきまして、昨日も紹介させていただきましたが、中高生アンケートあるいは一般の方へのアンケートによりまして、この中心市街地にこういった機能を設けていただきたいというアンケートの結果もございます。そういうことを踏まえまして、本市においては当然人口が減少いたしますので、現在の施設規模、市民館、図書館、人権センターが3施設5,800平方メートルというところでもございますが、新しい施設につきましては、この人口動態あるいは財源的な観点から、子育て機能とか他の機能も追加し、また図書館が現在狭いということもありますので、図書館においては1,500平米程度を確保するという考えながらも全体面積を縮小し、人口動態また財源を踏まえた取組を

今検討させていただいているところでございます。

そういったことを踏まえまして、まちの中心に多くの人が集まり、多世代が交流できる新たな機能を設けていくということは、市民にとっても生活利便性の向上につながるとともに、市外からの来訪者も期待できることから、そういった市民の皆さんのニーズを踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私は、何年後を見通したまちづくりかということで、答弁が市の将来を見据えたということで分かりにくいので、具体的に何年かということをお尋ねしました。

はっきり言えることは、建物自体は50年、60年ということがはっきりしていますよね、耐用年数があるわけですから。しかし、まちづくりという面でいえば、一番長く見込んでも、現在2025年2万2,800人が35年後には1万100人へと56%、1万2,700人減る、半分に減るといえることですか。そういった状況では、施設の見直しはかけていけないといけないのではないのかということでもやりました。

それで、その関連で伺いたいのは、施設整備のイメージ、複合施設が、先ほど説明がありましたけれどもホール機能1,000平米を400席程度ですかね、一応今の概算ですけれども、ホール機能がそういう設計といいますか、予定を計画されておまして、そこで聞きたいのは、現在の市民館とかいろいろな図書館を含めたそういった施設の利用者数が分かれば、各施設ごとに。ホールは分かりませんが、ホールとかいろんな施設の利用状況を、現在の平均的な状況で全体はこうなるのよと。それが、30年後にはこれだけ減るわけですから、人口が6割近く、56%減るわけですから、利用状況はどうなのかなというのは大変気になるところです、誰が考えても。

ですから、施設整備のイメージで市民ホールの現在の利用者数の状況と将来を見据えたという今言い方ですけれども、せめて35年後なら35年後でもいいのですが、そこでの利用状況の推計、概算をお聞きしたい。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、市民ホールということでございますけれども、ホールについてはいわゆる都市部に整備されるプロのコンサート等を開く大きなホールと、本市におきましては市民の方のイベントあるいは式典等の利用を想定したホールということで区

分できるかと思っております。

そういう中で、本市の利用状況というところでございますが、コロナ禍の数字でいいますとどうしても利用が少なかったということでございますので、平成30年、31年の利用を分析させていただきますと、平日では100人以下の利用が多いというところでございまして、1回当たりの最大でいいましたら600人から700人ぐらいが平日ですと利用がその程度だったということで、平均を取りますと200人程度というところでございます。また、休日利用でございましたら、2年間で利用回数が多いのは200人台の方が多いということで、最大では800人を超過しているということもございましたけども、休日の利用の平均でいうと300人を超過しているという状況でございます。

本市におきましては、この休日利用の状況を踏まえまして、全体の平均が約300人を超過している状況ということでございますので、ホール規模については利用実績を踏まえまして400人程度ということで現在試算させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 確認なのですが、ホールと3施設で平均平日で200人ということだったのですかね。例えば、それが3施設の平日の利用数が200人なら200人、それで今度は35年後の利用者数の概算というのもしききましたので、それは単純に人が減った分を掛けたらいいのかなどを含めてお答えいただければ。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、先ほどの数字でございますが、3施設ということではなしに市民ホールの利用ということで御理解いただきたいと思えます。

市民ホールにつきましては、現在利用実態として先ほど説明させていただきましたとおり300人台ということでございますので、現時点の利用者を見込み400席程度ということで試算させていただいております。なお、将来についても確かに人口減少の推計にはなっておりますけれども、現在利用いただける容量は必要だということもございまして、400席程度ということで考えております。

なお、市民ホールにつきましては、これまでも説明をさせていただいておりますけれども、ホールのみでの使用ではなしに可動式の座席ということで、多目的の利用も可能ということで考えておりますので、より利用形態においても柔軟な対応ができるようなホールとしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私も気になる場所を確認しているのが、市民ホールは平日が300人利用だけでも、私は35年後、40年後の将来を見据えた人口はどうか、人口が減ると、6割余り減るわけでしょう。そういう中でも、今のうちに見直しておかないと無駄になるというあれが大変気になる場所なのです。だから、400人を設定したというのは現状から、人口の減少の規模。だから、私が今の市民ホールがフルが900人程度でしょうから、それが35年後、40年後は人口が半分以上に減るから400人でも対応できるのではないのかというのは、確認をもう一度しておきたいというふうに思います。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） ホールにつきましては、先ほども説明させていただきましたとおり、現在の利用状況を踏まえまして試算させていただいているものでございますが、今後人口減少ということにつきましても、将来減るではないかということではありますけれども、現在市民の皆さんが新たな施設に対して期待いただいている状況でございますので、現在の利用状況を踏まえた席数を想定させていただいているというところでございます。

なお、先ほども言いますように、可動式ということでございますので、当然でございますがホールとしてではなく多目的の空間として御利用もいただける設備を考えておりますので、そういったことで御理解いただきますようお願いいたします。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ過大投資にならないように、将来の人口規模を見据えて対応していただきたい。

それから、関連なのですけれども、民間誘導施設のことなのですが、ここで民間施設の誘導の分では、本来これは民間施設のところを、旧ゆめタウンのところ、あそこをエリアを拡大するということが、民間施設の誘導をという試算もあるわけですが、本来は民間のことは民間でやるべきだという意見がいろいろ出ておりましたけれども、本来そこをあえて民間機能誘導ということで公がやるわけですから、そこは本来民がやればいいではないかということをお自身もそう思います。なぜ税金投入してまでやる必要があるのかなということなのですけれども、少なくともこういった、先ほど民間施設の誘導ということで寄附とかいろいろありますけれども、そういうエリアを拡大するということが、竹原市

としてはこの民間施設を誘導するのだから、ここに飲食とかそういう、書いてます小売業とか試算されていますけれども、少なくともここにはこういった規模の、確定はできませんから一つの概算として、市民に分かりやすくするためにこれだけの民間施設を造って、そこに飲食や小売業的ないろんなものを誘致して、賃貸を含めて収支を合わせるよということの説明がないと、民間でやることを税金投入して本当に収支が合うのかなと。本来民間のことで収支が合うのなら民間がやるというのが私の思いなのです。収支が合うのなら民間にやってもらえばいいではないかと。それを、市が税金投入するのは。もうからないの分かってやっている、何でそこまで税金投入するのかなというのがどうしても引っかかるのです。ですから、民間誘導するのは、概算でもいいですけどこういう施設を造って、こういった飲食、小売、いろいろな民間に入ってもらってこれだけの収支は取れるよということはきちっと説明責任を果たしてもらいたい。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、民間部分のエリアの誘致の方法につきまして説明をさせていただきますと思いますけれども、建物を市のほうで現在もう寄附ということで取得させていただいたところがございますけれども、その解体については確かに市のほうで解体ということでございますが、こちらも複合施設と一体的に整備するということで国の補助金が活用できるということで、解体費についても補助金を活用させていただきながら、まずは更地にできるということがございます。その後、その部分については市のほうが新たにこのエリアを整備されるディベロッパーさん、そういうJVのほうに土地をお貸ししまして、賃料を頂きながら建物の整備、テナント誘致については全てその民間のほうでやっていただくということでございますので、市においてはその後は土地の賃料を頂くということで、あとの運営については民間のほうで責任を持ってやっていただくというような仕組みになっております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員、最後の質問となります。手短かに質問をまとめてください。

14番（松本 進君） そうですね。

もう少しその民間誘導に対する収支というのか、概算でもいいのですが、それではなかなか分かりにくいですね。

それと、もう一つ確認だけ最後にしておきたいのは、旧ゆめタウンの寄附受納に際し

て、相手はその解体費の負担とか、そこは条件を言わなかったから議決が必要ないという  
ような解釈をされているよということでした。しかし、そういった竹原市が民間所有者か  
ら旧ゆめタウンを買うのは、老朽化した建物が必要ではなくてそのエリア、その土地、敷  
地が必要ということは誰も分かっていることですよね。ですから、上物は壊さなくてはい  
けないというのは当然誰でも分かることです、一々言わなくても。相手がこういった、壊  
してくださいと、だから寄附しますよということが、条件をつけなくても、もう市が必要  
なのは老朽化した建物ではなくてそのエリア、敷地が必要だということだけはもう公表さ  
れていることでしたら、それは明らかになっている、これは間違いありませんということ  
を確認しておきたい。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、負担付寄附につきましては、これまでも説明させていた  
だきましたとおりでございますし、行政実例等を踏まえまして、これまでも本市はそうい  
ったものを参考に行政を進めさせていただいてきたところでございます。

土地につきましては、行政のほうで有効活用してくださいということで寄附いただきま  
して、その後、市として解体という決定をさせていただいたということでございますの  
で、負担付寄附には当たらないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、川本円議員の登壇を許します。

9番（川本 円君） ただいま議長より登壇の許可をいただきました飛翔会の川本でござ  
います。発言通告に従いまして、令和7年第1回定例会一般質問をさせていただきます。

このたびは、農福連携推進と地域共生社会についてお伺いしたいと思います。

先月の1月17日付の中国新聞に、農福連携推進への協定と題し、広島県と竹原市、三  
原市、東広島市の3市は、16日、官民組織農福コンソーシアムひろしま（竹原市）と協  
定を結んだとありました。紙面によると、障害者やひきこもり状態など、生きづらさを抱

える人などの働ける環境づくりを目的とした事業で、また県と3市は高齢化が進む農業の担い手の確保にもつなげ、農業の発展や中山間地域の課題解決にも期待したいと記載されておりました。

ここ数年来、竹原市のみならず、他の市町村においても、農業従事者の減少により耕作放棄地の広がりが多く見られ、今後において農作物の安定供給に不安を抱くことも十分考えられます。また、耕作放棄地周辺の地域のにぎわいが衰退するなどの新たな問題が発生しているとも思えます。

竹原市において農業の推進や強化として早い段階から新規農業参入者に向けて農業次世代人材投資資金補助金や農業振興センター研修費の負担などの充実を図ってきており、市内外から若者が農業に携わり、その数も徐々ではありますが増えてきつつあり、竹原市にとって喜ばしいニュースとして耳にするようになりました。

私も、数年前より農福連携事業で収穫されたブドウを毎年購入し、大変おいしく頂いております。また、昨年の夏にはイチジクも生産されたと聞き、併せて購入させてもらいました。ブドウ、イチジクともに鮮度もよく、比較的安価で購入でき、家族も毎年楽しみにしております。

このたびの農福コンソーシアムひろしまとの協定が広島県の他の地域にも広がることも十分期待できることであり、農業における課題解決や福祉に関係する全ての人たちの労働環境の向上に発展することを大いに期待したいところであります。

しかしながら、新聞報道の情報で知る内容だけでは、農福連携事業とはどういうものなのか、協定を結ぶことにより広島県や3市はどう変わるのかが伝わってきません。せっかく竹原市が発信したすばらしい事業でありますので、ぜひ市民の皆様にも知っていただき、またいろんな形で応援していただけたらと思うと同時に、地域のにぎわいにもつなげられるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは、以下の4点についてお伺いいたします。

まず1、この農福連携事業は、社会福祉法人が主体となって行っていると聞きましたが、どの法人がやっており、いつからこの事業が始まり、またその事業内容を教えてくださいたいと思います。

2、農福コンソーシアムひろしまと協定することにより、広島県や3市に互いに相乗効果が発生すると思いますが、その効果はどういったものが挙げられますか。

3、農福連携事業で生産される作物は、現在、ブドウ、イチジクとされておりますが、

今後、他の作物に広がる可能性がありますか。また、それらの作物を6次産業化し加工品として流通させたり、ふるさと納税の返礼品などに活用することにより、販路の拡大にもつながると思いますが、市の考えを伺いたいと思います。

4、今現在、以前農地だった土地を活用しての事業展開だと思いますが、今後、市の所有の未利用地を活用することにより、地域の活性化につながるとは思います。そうした運用のお考えはございませんか。

壇上での質問は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 川本議員の質問にお答えいたします。

農福連携と地域共生社会についての御質問でございます。

農福連携事業につきましては、障害者や生活困窮者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組で、就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる事業であります。

本市における農福連携事業につきましては、令和2年から取組を始め、当初は農業分野における担い手として農業者から補助作業を依頼する形態でありましたが、社会福祉法人宗越福社会から農福連携事業に取り組みたいとの相談があり、耕作放棄地であった小梨町のブドウ園を紹介し、株式会社八天堂ファームと連携し、農作業を通じ農福連携事業を実施されたものであります。

事業内容につきましては、ブドウ園での農福連携事業においては、東広島市安芸津町の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構ブドウ・カキ研究拠点の支援を受け生産をスタートし、収穫したブドウを県内のスーパー等で販売するとともに、八天堂のクリームパンや他メーカーのスイーツの原料として活用されております。現在は、ブドウ園に加え、同様に耕作放棄地の状態にあった福田町のイチジク園で農福連携事業を実施するとともに、JAひろしまの旧大乘支所において、就労継続支援B型のワークセンターを開所、運営されております。

こうした状況の中、昨年8月8日に社会福祉法人宗越福社会、株式会社八天堂ファーム、東広島市のアソシエイト・ファーム株式会社の3者の連携により、農福連携事業の活動により地域共生社会の実現を目指す農福コンソーシアムひろしまが設立され、本年1月

16日にこの農福コンソーシアムひろしまと広島県、竹原市、三原市、東広島市で農福連携による地域社会実現に関する協定を締結いたしました。

協定の内容につきましては、農福連携を主軸として官民を超えたネットワークにより地域共生社会の実現と地域の課題解決を目指すことを目的としており、農福連携に取り組む組織の拡充、農福連携による多様な人材が活躍できる環境整備、事業化の実現などについて、協定を締結した5者が連携、協力することとなっております。

この協定の効果につきましては、市町の範囲を超えた広域での多様な人材の活用、農作物の規格外品等の活用、販路支援、耕作放棄された果樹地や畑の活用など、地域課題の解決につながるものと考えております。

農福連携事業で生産する作物と今後の展開につきましては、現在、ブドウ、イチジク、タマネギを栽培し、スーパー等で販売するとともに、農作物を活用した商品の製造、販売を目指しているところであり、今後は遊休地を活用してハウスでのブドウの栽培についても計画されているほか、その他の農作物についても栽培意欲を持たれていることから、本市といたしましても、こうした農福連携事業の取組が拡大することを期待しております。

今後につきましては、農福コンソーシアムひろしまに食品メーカー等も参画されるとお聞きしており、本市といたしましても、事業者と連携しながら新たな商品の開発や販売促進につながるよう支援するとともに、ふるさと納税の返礼品への活用に向けても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市の所有の未利用地の活用につきましては、今後、農福連携事業が拡大されることを視野に入れ、農地として活用が可能か、環境的に適しているかなど、その利用方法等も含めた調整と確認が必要であることから、事業者と十分な連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（高重洋介君） 9番川本議員。

9番（川本 円君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、一つ一つ確認しながら再質問をさせていただきます。

今日は、恐らく企画部長が再質の答弁をいただけると思います。ふだんは私と部長はなかなか質問と答弁がかみ合わないことが多いので、そうならないように、暴投を投げませんので、しっかりキャッチボールしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず1つ目、農業の農福連携事業はどこが主体でやっているか、どういう流れで今まで

そういうふうに来たか、その内容を教えていただきたいというふうな質問をさせていただきました。

時系列を紹介しながら丁寧に説明していただけたので非常に分かりやすくよかったですけども、まず、気になるのは、事の始まりは、令和2年度の農業者の補助作業を手伝ったことから事がスタートしたというふうにお伺いしております。でも、常任の委員会で一度もそういった農福連携とか今回のコンソーシアムの話が、今まで、私の記憶が曖昧なのでしょうか、あまり聞いたことがなかったのですね。しかも、この1月17日付の新聞で初めて農福連携をやっているのを知ったとかという議員もいらっしやると、非常にショックでありました。別に内々で水面下で進めてきたわけではないし、事業そのものは非常に嬉しいすばらしい事業だと思いますので、なぜ今までそういった委員会とか報告するタイミングがあったにもかかわらず言わなかったのか、何か理由があるのですか。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 議員の皆様への報告につきましては、この点については、確かにそういった機会がありながらも報告を失念していたということでございまして、その点につきましては、今後はこういう動きをさせていただくときには所管事務調査等で報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（高重洋介君） 9番川本議員。

9番（川本 円君） ぜひそうしていただかないと、できるだけ情報というのは新しい新鮮なものほどいいですから、市民に説明するのに知らなかったというようなことはどうしても議員としても恥ずかしいので、できるだけ早めに、たとえうまくいっていてもいってなくても、何かのタイミングで報告していただけるようにくれぐれもよろしく願いいたします。

それから、まず1つ目の事業の内容の中で少し気になったのですけども、今回の、まず宗越福祉会が農福連携事業に取り組みたいという相談があって、当然役所のほうで、そのマッチングではないですけど、八天堂さんであるとかそういうふうなマッチングを取りつつも、今まで活用されていなかった農地を紹介して、まずブドウに始まり、今回イチジクですか、昨年夏にはイチジク、それからタマネギというお話も出ましたけど、そういうふうにつながっていたのだと思います。

そこでお聞きしたいのは、まず官民連携ということは、当然その財政的な支援というのは、今回については、農福連携事業については、どういうふうな支援、例えば国からの補

助金があったとか、市費を使ってというのは過去にあったのでしょうか。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、財政的な支援ということでございますけれども、今回の社会福祉法人宗越福祉会様の活動に対しまして直接市のほうから補助金等を交付したということはございませんけれども、農業活動をする上にどうしても鳥獣害対策とかそういったものが必要になりますので、小梨町のブドウ園につきましては、鳥獣害対策としての県の補助金を活用いたしましてワイヤーメッシュで柵をさせていただきましたり、カラス対策としてテグスということで侵入防止のネット的なものを張らせていただくとかということで、制度上の支援をさせていただいてきたところでございます。

議長（高重洋介君） 9番川本議員。

9番（川本 円君） 分かりました。

それでは、今度は、その後々に農福コンソーシアムひろしまというふうには、いわゆるバージョンアップしたということですね、三原市、東広島市も交えてバージョンアップしたというような感じに持っていらっしゃる。このコンソーシアムひろしまについては、公金投入というのは実際にあるわけですか。あれば金額も教えていただきたい。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） このコンソーシアムに対しましても市のほうから補助金を交付ということには至っていないところでございますけれども、活動に当たりましては、先ほど市長の答弁にもございました、活動を行う上で当然財源が必要になりますので、国のほうが、10年間預金を動かしていない、いわゆる休眠預金なのですけれども、その預金を活用した補助制度を設けておまして、その補助金の制度を活用して今回コンソーシアムの運営費に充てるということで補助金の交付決定を受けられているということでございまして、金額については、すみません、団体のほうで取得いただいているもので控えさせていただきたい部分がありますのですが、交付団体としては公益社団法人日本フィランソロピー協会というところから交付を受けているというところでございます。

議長（高重洋介君） 9番川本議員。

9番（川本 円君） 分かりました。

農福連携、官民連携という部分で、経済的な支援だけでなく、相談窓口としてでもこれからも大いに活躍していただきたいところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、2番目の問いに移らせていただきます。

問いは、農福コンソーシアムひろしまと協定することによって、広島県またはほかの3市、どういうふうな効果が考えられるか挙げてくださいますようお願いしました。

答弁書を見てみますと、官民を超えたネットワークとか、地域共生社会の実現に向けて5者が連携、協力することとなっていると。広域で多様な人材の活用であるとか、規格外の活用、販路、それから土地の活用、地域課題解消につながるもの全般というような答弁をいただきました。

よくよく考えたら、当然そうなのでしょうけども、今回、3市、竹原市と東広島市と三原市と、恐らく構成する組織から考えると、三原市というのは八天堂さんであるし、東広島市でいうとアソシエイト・ファーム株式会社、恐らくこれは黒瀬にあるやつだと思うのですが、それとうちの竹原市における宗越福祉会、この3者で構成されていると思うのですが、それに加えて、今度は県が絡んできたという話でございます。

それぞれ一律なのかと、狙いがですね、お互い高めるといえるのは分かるのですが、当然得意分野がありますよね。竹原市でいいますと1次産業的なところを担っているわけです。アソシエイト・ファームも農福連携で畑を使ってやっておられるので、これも1次産業。八天堂について言えば、先ほどの答弁の途中でもありましたように、加工品、ジャムであるとかスイーツの原料にするとかということで2次とか3次、このあたりを担っていると思うのです。

だから、一律にこれが全部、今御説明いただいている全部当てはまるとは思えないのですが、何を期待しているといったらおかしいですけど、竹原市としては協力していただく上でこういうところで効果を上げていきたい。また、逆に、県が入ってくることによってどう変わっていくのかというのが、全部を説明しろとは言いません、特に竹原市限定でお答えいただきたいと思います。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、議員のほうからの質問もございますように、3団体については、もともとの出資と申しますか、運営母体の内容が違っておまして、本市でいいますと福祉法人でございますので、こちらにありますように、障害者、生活困窮者等の支援を中心ということでございますし、八天堂ファームさんについては母体が八天堂でございますので、食品加工、また販売チャンネルというのもお持ちでございます。東広島の法人については農業法人ということでございますので、3者ともそれぞれ得意分野がある

というところがございますけれども、本市の宗越福祉会様でございますと、そういった福祉法人で、いわゆるそういう障害者の方、就労困難者の方で農業従事いただきながら自立に向けて頑張っていたというところでございますけれども、そこでできた商品が全ていわゆる八天堂さんの販売チャンネルを通じて県内のスーパーとか、いわゆるクリームパンで活用いただいたりということで、出口のほうを確保できているということで収益の安定性ができているということから、今回、ブドウ園と併せてイチジク農園をする際に障害者就労支援B型の施設を開所できたということでございまして、やはりこういったメンバーでコンソーシアムを組まれたということでのメリットは非常に大きいかと思っております。

また、コンソーシアムを組んだということであのように新聞発表もいただきましたので、さらに民間事業者で、いろんなスーパーさんとか参加したいという意向のお問合せというのですか、申込みとか、また行政においても他市からも一緒に参加できないかという問合せをいただいているということでもありますので、竹原市初のこのコンソーシアムが広がりを持って、竹原市のみではなかなか難しかった部分も、ネットワークが広がることによって宗越福祉会さんの活動がより大きく加速されていくのではないかなということを考えております。

以上でございます。

広島県につきましても、広島県が参加したということもございまして、実は国の農政局のほうも、コンソーシアムの中には入っていないですけど、連携協定日には参加いただいて支援をいただくような形になっておりますし、農研機構さんは国の機関でございますけれども、広島県のほうから御紹介もいただいてうまく進んでいるということもございまして、やはり県のサポートがあるということについては非常に大きいかと思っております。

議長（高重洋介君） 9番川本議員。

9番（川本 円君） ありがとうございます。

今のお話を聞く限りでは、可能性がどんどんどんどん広がっていくのかなって、私の質問にあったように、県内のほかの地域も取り込んでいけて、竹原発信の事業でと胸を張って言えるような大きな事業展開になることを切に望みます。よろしく願いいたします。

それから、3つ目のところ、今度農産物のこと、どういうふうには今度は可能性が広がるのか、また加工品、6次産業化、それからふるさと納税の返礼品についてはどうですか、

そういうふうなこともお聞きしました。答弁書の中では、大体そのことが書かれておりますし、今回のタマネギも新たに商品の追加ということで始められてということも書かれております。

特に気になったのは、この中に、農福コンソーシアムひろしまに食品メーカー等も参画されると聞いているというふうに書かれております。食品メーカーが、具体的に実際に食品のメーカーが参画することによってどういった広がりができるのか、可能性があるのかが分かれば教えていただきたいと思います。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、食品メーカーでございますけれども、現在正式に協定に至っていないということでありますので、企業名については控えさせていただきますけれども、そういった食品メーカーさんが入ることによりまして、そちらの系列のいわゆるコンビニとかスーパーとか、そういうところへの販売のチャンネルが広がっていくということでお聞きしておりますし、既にイオンあるいはマックスバリュさんですとかエブリイについては、既にこちらで製造したブドウのほうも販売いただいているという状況でございます。

あわせて、この活動によりまして、市内のブドウ農家さんのブドウも、いわゆる生食用のブドウではないそういう食品を加工用に出していただきまして、そういうものを活用して、現在、果実なきモチというお土産の、いわゆるお餅の中にブドウの混ざったようなあんのお土産品を作って、既に羽田空港、伊丹空港等でも販売しているという状況でございます。今後高速道路のサービスエリアにも置いていくということで広がりも出てきておりますので、やはりこういった多くの方が参加いただけることによっていわゆる販売の出口のほうができてきているということで、農作業についてもロスなくできているという状況が進んでおります。

議長（高重洋介君） 9番川本議員。

9番（川本 円君） ありがとうございます。

販路もどんどんどんどん開拓されているということです。その販路が広がっていくのは非常に喜ばしいことでもありますけれども、今度は、そうした場合に、農作物を安定的に生産するというのが条件となりますよね。当然農作物を安定供給するためにも、今の遊休地を利用した畑よりかはもっと増やしていくような考え方も求められるのではなかろうかと思っております、それは後の質問にも取っておきたいのですけれども。

その中で、ちょうど農場を指導監督されている宗越園の職員の方とふだんから親しくさせていただいて、その方に話を聞きますと、農作物全般に言えることですが、非常に繁忙期と閑散期の差が激しいということですね。今、ブドウ、イチジク、タマネギをやっている中においても、特に今のこの時期、冬場に仕事量が激減すると、何とかしたいのだけでも自分一人ではちょっと難しいのであるというふうなことを言っておられました。

しかも、作業所から来られている方とか、先ほどひきこもりというお話がありましたけれども、今日はでは仕事ないので帰ってくださいというわけにはいかないのですね、やっぱりね。何かしら仕事をつくってあげようとする、ないところを絞り出してつくらなきゃいけないとか、そういった苦勞もあるのですよ、実のところはと言っていました。

まず、そのことについては知ってってですか。それで、あわせてそういう解決に向けたアドバイスとかというのはされておりますか。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 市のほうにおきましてもそういう情報はいただいております、どうしてもブドウの時期ということになると春から秋ぐらまで、またイチジクについてもほぼ重なる時期ということでございまして、冬が閑散期に当たるということでお聞きしております、現在そういう中でイチジク畑の横の遊休スペースを活用してタマネギの栽培をさせたりとかということで、年間通して作業ができるような形でやりたいのだというお話は聞いております。

その中で、1つには、今、吉名町のほうにあります遊休地のほうでハウス栽培をしたい、ハウスですと通年活用できますので、ハウス栽培をしたいということをお聞きしております、そのハウスを整備するための補助金等については市のほうで御紹介させていただき、補助金を活用いただきながら今現在ハウスの整備をさせていただいているところでございます。

ということで、それができればまた閑散期の作業とかという部分もあるかと思えますし、タマネギに加えまして、販路が確立できました野菜のほうも多品種で栽培もしてみたいという意欲もお持ちのようでございますので、その点については市のほうも、遊休地等で作業可能なところについてはまたマッチングとかできたらしていきたいなと思っております。

また、この事業で関東のほうからも若い女性に移住してきて、この事業をしたいということで宗越さんのほうで頑張っておられるという話も聞いていますので、そういう方がよ

り受け入れられるように何とか拡大ができればということで支援のほうもしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 9番川本議員。

9番（川本 円君） 分かりました。

ハウス栽培にも今度は着手していきたいというお話でございましたね、しかも私の地元吉名ということで、吉名に特化するわけではなく、ほかのところでもできますので、いろいろこれから検証、探っていただきたいと思います。

4番目の質問です。最後の質問のところなのですが、先ほど言われた未利用地の活用についてはどうですかと。さらに、お聞きしたのが、地域の活性化についてもお伺いしていたのですが、答弁書においては活性化については触れておりませんので、後で補足的に教えていただきたい。

まず、未利用地、このことについてお聞きしたいところとしまして、私の記憶では、昔、いつ頃かは覚えていないのですが、庁内において未利用地活用に向けての会議、プロジェクトチームだったかどうかは記憶には定かでないのですが、あると聞いておりますが、今現在の活動状況と、この未利用地という言葉から今後どういうふうな動きをされていくのかなというのが分かったら、これは総務部長でよろしいのですかね、教えていただきたい。

議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 未利用地の活用策についての御質問であります。

議員おっしゃいますとおり、今、庁内におきまして未利用地財産等有効活用調整会議というような組織を設置しております。こういった中で、今使われていない未利用地についての利活用について検討するということになっております。ここ当分開催には至ってございませんけれども、今後学校の統廃合等でまた未利用地というものが増加することが想定されますので、そういった有効活用に向けて積極的にこういった庁内での情報共有を図りながら、今回のこういう農福連携の未利用地というのも学校利用ということも想定されますので、そういったものを含めまして、様々な部署の意見を集約しながら活用の可能性について今後積極的に検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 9番川本議員。

9番（川本 円君） せっかくある組織ですので、フル活用していただきたい。よろしく  
お願いします。

未利用地イコール学校跡地だけではありませんよね。農地、さっき企画部長からハウス  
という言葉が出ましたが、ある程度面積が必要になってくるのでどうしてもそのあたりにな  
って来るかなとは思いますが。それを考えると、今回、令和9年でしたっけ、春に向けて  
北部地区において賀茂川学園が開始されることによって、小学校、荘野と東野ですか、そ  
こらも廃校になる、大乘小学校もいずれはということでしょう。どうしてもこれから増え  
る一方ですね、減ることはないです。早急に、農福連携以外でも活用していただけるよう  
に、積極的に動いていただきたいので、そのあたりはしっかりとよろしくお願いたしま  
す。

それと、あと、宗越福社会の理事長と、この前別件の用がありましてお話しする機会を  
設けていただいたのですが、そのときに、令和3年ぐらいから実際農福連携事業でやり始  
めたのであるが、非常にいいのですけども、私としてはもっともっと事業を拡大したいと  
ともに、地元吉名にもっともっと貢献したいという強い思いがあるというふうにおっしゃ  
っておりました。

幸か不幸か、今展開されているブドウにしろイチジクにしろタマネギにしろ、吉名では  
ないのですよね。吉名のことばかり言ってもしょうがないのですけども、先ほどにぎわ  
いのことについて書いていないですよと言ったのですが、一番大事なのはそういった拠点  
づくり、新たなにぎわいを生むための拠点づくりとして今回の農福連携事業をぜひとも  
フル活用していただきたいというのが理事長の思いでもありますし、私も吉名人としてそ  
ういう強い思いを持っております。

先ほど答弁書になかった地域のにぎわいについて、ぜひとも市長自ら補足的に、この農  
福連携事業を絡めた事業展開を含めたにぎわいとはどういうものが理想的なのか、これ  
をお聞きしたいのと。

あと、これは言うか言わないか非常に迷ったのですけども、今日、先ほど冒頭に説明し  
た中国新聞の切り抜きを持ってきたのですけども、ごめんなさいね、今回の定例会の冒頭  
の市長挨拶の中でこういうふうにおっしゃっていたのですね。にぎわいがある元気なまち  
づくりの取組の中で、多様な人材が働きやすい環境の整備や人材の誘致、育成による人材  
の確保に取り組むことにより産業を活性化させるとともに、にぎわいがある元気なまちづ  
くりを推進してまいりますと、まさにこの農福連携コンソーシアムひろしまがばっちり当

てはまるような気がいたします。

ですので、もう一回、くどいようですが、市長においては、このにぎわいについて、竹原市のにぎわい、しかも今未利用地という土地が竹原市中心部から離れたところに結構多くあるわけです。新たな拠点づくりとしても活用できると私は思うのですが、そのあたり、市長の思いがあると思いますのでお言葉をいただけたらと思います。まず、それが1点目のお願いでございます、答弁をいただきたいと。

それと、あともう一つ、先ほど話が途中途切れたのですが、新聞の切り抜きを見て一番感じたのですが、これ、先ほど言いましたように悩んでいたのですけれども、写真がこう、湯崎知事と3市と代表の方と5人がそろって写真を撮っているのですけれども、これも冒頭の市長挨拶の中で、「元気と笑顔が織り成す暮らし誇らし、竹原市。」、これは竹原市のキャッチフレーズで、非常に残念なのが、今榮市長があまり笑っていないのですね。せっかくいいチャンスですばらしいことをやっているのですから、ぜひとも今度写真に写るときは物すごく、笑顔を織り成すと言っているわけですから、トップセールスマンとしてもしっかり笑顔で今度写真に写っていただければ僕は非常にうれしいと思います。この2点だけお願いしたいと思います。

議長（高重洋介君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 新聞は、多分笑っている写真もあったのですけれども、それを使われなかったということで御容赦いただきたいと思いますが。

この事業につきましては、先ほど部長もるる説明しましたし冒頭からもお話もしておりますけれども、いわゆる官民連携によって、いわゆる隙間でありますとか弱点であることを補完し合うということが基本的な考え方の下に、いわゆる農と福の連携、そしてそれを目指そうとする各団体とそれから行政機関が連携できたということだというふうにも思っております。それが竹原発であったということが非常に我々としても有意義なことであり、貴重な事業だというふうに思っているところであります。

先ほど議員からお話がありましたとおり、にぎわいの創出をする上で、先ほど総務部長が申しあげました公有財産をいかに活用していくかという切り口は、これはどうしても必要なことですし、これは今までも取り組んできたテーマでもございます。その中で、吉名につきましては、旧吉名小学校の跡地の活用が、平成30年3月の閉校後に、令和元年度、民間活用を促進するための公募を進めました、現在のところまだ未利用の状況となっておりますが。

そうした中で、宗越福社会さんが、この農福連携事業に取り組むに当たっての御相談の中にも、どうしても吉名を活性するということの思いが非常に強い法人でもありますので、そのような相談を受けながら現時点も検討を進めているというところでもあります。実現のためにはさらに検討が必要かと思っておりますが、その第一歩として今のこの事業が進められているということは非常に大きな歩みではないかというふうにも認識しているところでもあります。

農福連携のみならず、福社会が持つておられる機能といたしますか、目指す事業というものは、高齢者福祉であり、今現在でいえば障害者、また生活困窮者の就労支援というものにも活動を拡大されているということからすると、地域の起爆剤としてこの遊休地といわゆる民間の取組、それから方向性がどこまでどう実現できるかということ、これからも様々な場を通じて協議を進めていくということが今の時点の状況だろうと思えます。そのことがそれぞれの地域のにぎわいでありますとか市全体への波及効果にもつながってくるということでもありますし、今回の農福連携事業の大きな連携というものは、市域を超えた人材の誘導でありますとか、販路の拡大でありますとか、そういう広がりが大きく期待できるものでありますので、行政としてもそのことを念頭にこの事業を大事に進めてまいりたいというふうに思っているところでもあります。

議長（高重洋介君） 以上をもって9番川本円議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、2月28日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時29分 散会